

森林法に基づく  
林地開発許可申請の手引き

令和5年4月

茨城県農林水産部林政課

# 目 次

I 林地開発許可制度の概要	1
II 林地開発の許可申請をするには	3
III 申請書の作成基準	12
別記1（申請書及び計画書の内容）	28
別記2（開発協定の内容）	52
別記3（残置森林等の管理に関する協定・参考例）	54
別記4（申請書の作成方法）	57
別記5（林地開発許可関係条文抜すい）	63
別記6（林地開発許可制度の適用のない開発行為の協議関係）	97
別記7（林地開発許可制度の体系図）	103
別記8（林地開発許可申請フロー）	105
別記9（林地開発許可制度変更手続き関係）	107

## I 林地開発許可制度の概要

### 1 はじめに

森林は木材の供給源だけでなく災害を防止し、人びとに憩いの場を提供し、清い水や空気を与えてくれる機能をもっています。しかも、わが国の最近における経済の成長、都市化の進展などの社会経済情勢の変化に伴って、これら森林のもつ機能を総合的に高度に発揮させることが従来にもまして重要となっています。しかしながら、森林は住宅地や工場用地、エネルギー施設等の用地としてこれまでになかった規模で開発されている状況にあります。

林地開発許可制度の目的は、森林を開発することによりこれまで森林がもっていた機能を阻害しないように適正に開発を行うこととするものであり、昭和49年10月31日に創設され現在に至っております。

この制度により、知事の許可を受けなければ森林を開発することができなくなり、乱開発から森林が守られております。

### 2 制度のあらまし

#### (1) 許可を受けなければならない森林

開発しようとするときに、知事の許可を受けなければならない森林は、森林法に基づき県が策定する地域森林計画の対象森林(公有林を含む)です。

ただし、森林法や海岸法により指定された保安林や海岸保全区域内の森林は、除かれます。

ほとんどすべての森林が地域森林計画の対象森林となっています。

なお、地域森林計画の対象森林は林政課のホームページ

(<https://www2.wagmap.jp/ibaraki/PositionSelect?mid=87>)で確認できますので参考にして下さい。

さらに詳細については、林政課や各農林事務所の林務担当課、または市町村役場に備えてある森林計画図により確認できます。

なお、保安林も関わる開発行為については、別に保安林についての手続きが必要です。

#### (2) 許可を受けなければならない開発

知事の許可を受けなければならない開発は、「土石または樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為」で①道路だけをつくる場合には幅員が3メートルを超え、かつ、その面積が1ヘクタールを超えるものです。②太陽光発電設備の設置を目的とする場合には、その面積が0.5ヘクタールを超えるものです。③その他の場合には、その面積が1ヘクタールを超えるものです。

### (3) 許可基準

知事は、開発が次の4つの基準にあてはまると認めるときに限り許可をすることとされています。

- ① 森林のもつ災害防止のはたらきが、開発することによって失われ、周辺の地域に土砂の流出や崩壊その他災害を発生させるおそれがないこと。
- ② 森林のもつ水害防止のはたらきが、開発することによって失われ、今までそのはたらきに依存してきた地域に水害を発生させるおそれがないこと。
- ③ 森林のもつ水源かん養のはたらきが、開発することによって失われ、今までそのはたらきに依存してきた地域の水の確保に著しい支障をきたすおそれがないこと。
- ④ 森林のもつ環境保全のはたらきが、開発することによって失われ、周辺の地域の環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

### (4) 許可制の適用除外

- ① 国又は地方公共団体が行う場合（ただし連絡調整が必要です。）
- ② 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合
- ③ 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行う場合（ただし、連絡調整が必要です。）

### (参考)

#### ○伐採の届出について

- (1) 地域森林計画の対象となっている森林の立木を伐採するときは、あらかじめ市町村長に伐採及び伐採後の造林届出書を提出しなければなりません。ただし、林地開発の許可を受けたときは、この届出は不要となります。
- (2) 複数の届出が以下の①、②、③の項目全てに該当する場合は、一体的な開発とみなし、林地開発許可が必要となる場合がありますので県に確認して下さい（P11 参照）。
  - ① 区 域：以下のア、イ、ウいずれかに該当すること。
    - ア. 開発によって水害の恐れが生じる同一の区域（雨水排水が同じ河川等に流れ込む）内にあること。
    - イ. 道路、防災施設等を供用することを目的に設置していること。
    - ウ. 近接距離が60メートル未満であること。
  - ② 権 利：土地所有者、開発行為者等に関連性があること。
  - ③ 時 期：以前に行った開発行為の完了時から3年未満であること。ただし、先行の開発行為の完了時から3年以上経過していても、同一の開発計画であることが明らか場合は、一体とみなす。

## Ⅱ 林地開発の許可申請をするには・・・

### 1 申請の事前手続について

許可申請手続きを円滑に進めるため、林地開発行為の許可を受けようとする者（以下「許可申請予定者」という。）は、申請を行う前に、以下のとおり事前手続を行って下さい。

#### (1) 事前協議書の提出

許可申請予定者は、予定している開発行為に係る森林の区域（以下「予定区域」という。）を管轄する農林事務所（P11参照）に以下の書類を提出して下さい。

##### ① 提出する書類等

ア 林地開発許可申請事前協議書（様式第1-1号）

イ 位置図

ウ 現況図（地形、林況、予定区域の周辺の人家又は公共施設等の位置を示す図面）

エ 現地写真（写真位置図を添付 イへの表示も可 空中写真不可）

オ 次の書類及び図面

書類：計画説明書（概要）、林地開発許可申請書（案）及び計画書等（1）～（9）

図面：森林現況図、土地利用計画平面図、切盛計画平面図、防災施設計画平面図、排水計画図、緑化計画図、公図（写し）

カ その他知事が必要と認める書類及び図面

##### ② 書類等の提出先

予定区域を所管とする農林事務所林業振興課

予定区域が2以上の農林事務所の所管にわたる場合には、予定区域のうち最も広い区域を所管とする農林事務所

#### (2) 事前協議書の提出後の手続

##### ① 他法令等の規制状況確認及び協議

他法令等の規制状況の確認を行い、その対応結果を「他法令等関係機関との協議結果報告書（様式第1-3号）」に取りまとめたうえ、農林事務所に提出して下さい。

##### ② 河川管理者等との協議

雨水排水について予定区域から区域外に放流を予定している場合は、放流先の河川管理者等と協議を行い、放流の可否や条件及び指示事項とその対応方針等について、「河川管理者等との協議結果報告書（様式第1-4号）」に取りまとめ、農林事務所へ提出してください。

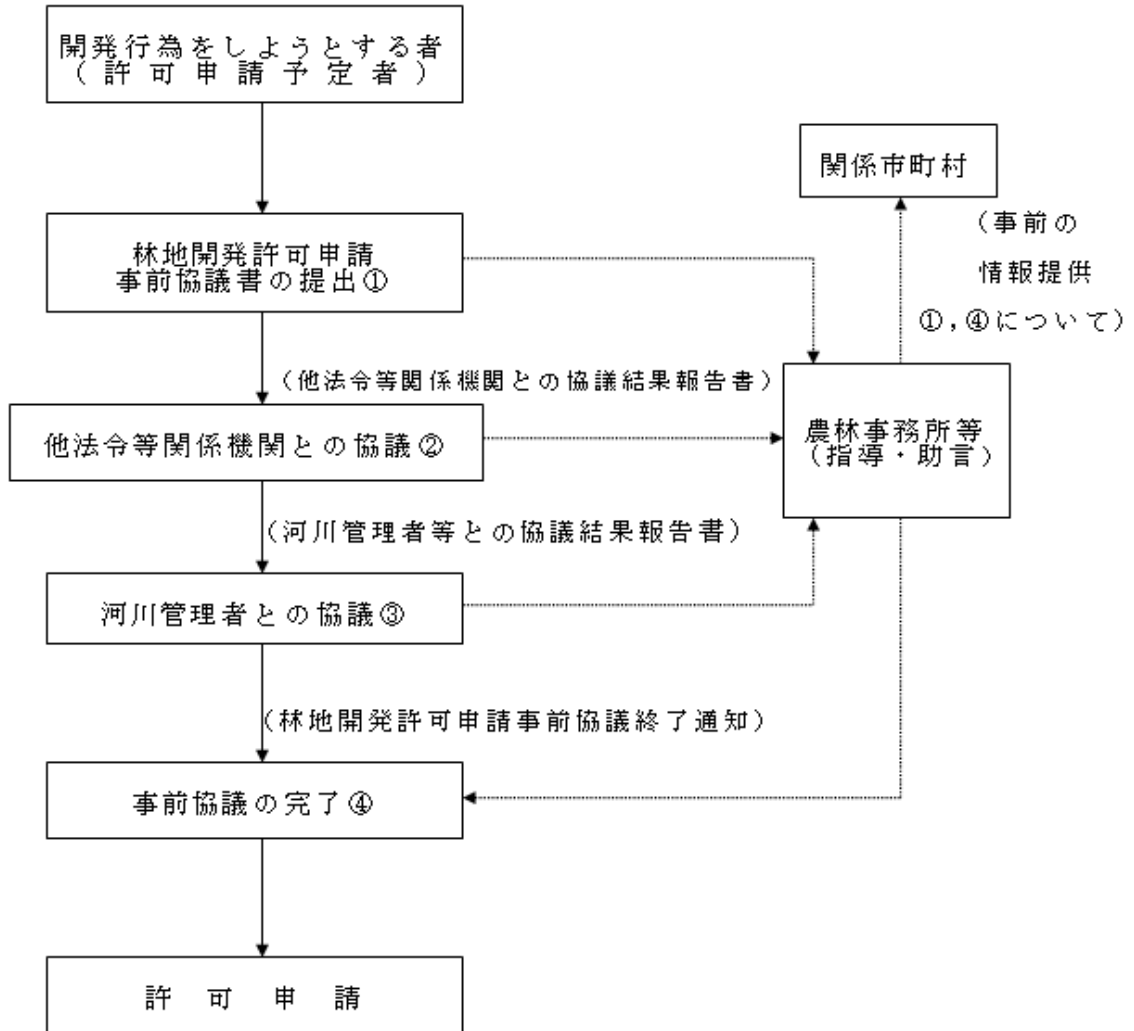
#### (3) 事前手続の終了

前記(2)①、②の書類及びその他本申請へ向けた事業内容が農林事務所等（予定されている事業区域が5ha以上等の場合は本庁林政課）により確認された後、許可申請予定者に、林地開発許可申請事前協議完了について通知します。

なお、許可申請事前協議書の提出後、1年を経過しても当該協議が完了していない場合には、提出された事前協議書は取り下げられたものと見なします（見なし取り下げ）。

また、許可申請事前協議書の承認後、3年を経過しても森林法第10条の2第1項の規定に基づく林地開発許可の申請を行わない場合には、その効力を失うものとする。

林地開発許可申請事前協議フロー



林地開発許可申請事前協議書

年 月 日

茨城県知事 殿

事業者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり開発行為をしたいので、茨城県林地開発許可制度事務処理要領第2第2項により協議します。

開発行為に係る 森林の所在場所	市 町 大字 字 番地 郡 村 番
開発行為に係る 事業区域面積	ha
開発行為の目的	
開発行為の 着手予定年月日	年 月 日
開発行為の 完了予定年月日	年 月 日
備 考	

注

- 1 面積はヘクタールを単位として小数第1位にとどめ第2位以下を切り捨てること。
- 2 位置を示す図面並びに写真を添付すること。

様式第 1-3 号

他法令等関係機関との協議結果報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

事業者 住所 (法人にあつては、名称  
氏名 及び代表者の氏名)

茨城県林地開発許可制度事務処理要領第2第4項の規定により、別紙のとおり報告  
します。



別紙 他法令等の規制状況

番号	法 令 等	適用の 有 無	許 認 可	
			内 容	年 月 日
1	国 土 利 用 計 画 法	有 無		
2	茨城県県土利用の調整に関する基本要綱	有 無		
3	首 都 圏 近 郊 緑 地 保 全 法	有 無		
4	工 場 立 地 法	有 無		
5	自 然 公 園 法	有 無		
6	茨 城 県 立 自 然 公 園 条 例	有 無		
7	環 境 影 響 評 価 法	有 無		
8	茨 城 県 環 境 影 響 評 価 条 例	有 無		
9	茨 城 県 地 球 環 境 保 全 行 動 条 例	有 無		
10	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	有 無		
11	茨 城 県 自 然 環 境 保 全 条 例	有 無		
12	土 壌 汚 染 対 策 法	有 無		
13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	有 無		
14	茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	有 無		
15	茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する事前協議要領	有 無		

番号	法 令 等	適用の 有 無	許 認 可	
			内 容	年 月 日
16	採 石 法	有 無		
17	砂 利 採 取 法	有 無		
18	森林法（第10条の2）開発行為の許可	有 無		
19	森林法（第10条の7の2）森林の土地所有者となった旨の届出等	有 無		
20	森林法（第26条、第26条の2、第27条第1項）保安林の指定の解除	有 無		
21	茨城県水源地域保全条例（第9条）水源地域の土地の所有権等の移転届出	有 無		
22	事業区域内における治山及び造林等の補助事業	有 無		
23	農 地 法	有 無		
24	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）	有 無		
25	河 川 法	有 無		
26	海 岸 法	有 無		
27	砂 防 法	有 無		
28	地 す べ り 等 防 止 法	有 無		
29	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	有 無		
30	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	有 無		
31	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	有 無		

番号	法 令 等	適用の 有 無	許 認 可	
			内 容	年 月 日
32	景 観 法	有 無		
33	茨 城 県 景 観 形 成 条 例	有 無		
34	茨城県土地開発事業の適正化に関する 指導要綱	有 無		
35	文 化 財 保 護 法	有 無		
36	都 市 計 画 法	有 無		
37	太陽光発電施設の適正な設置・管理に 関するガイドライン	有 無		
38	そ の 他	有 無		
注) 内容欄には対応先機関名、協議等内容を記載すること 他法令等の結果については、その通知等の写しを添付すること。				

様式第 1-4 号

河川管理者等との協議結果報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

事業者 住所 氏名 { 法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名 }

茨城県林地開発許可制度事務処理要領第2第5項の規定により報告します。

開発行為に係る 森林の所在場所		
開発行為の目的		
協議した機関	住 所	
	氏名(名称)	
	代 表 者	
	連 絡 先	
協議期間		
協議結果		

注

- 1 協議結果には協議した機関からの指示事項及び当該指示事項についての対応方針等できる限り具体的に記載すること。
- 2 複数の関係機関と協議した場合は、当該関係機関ごとに協議期間及び協議結果について記載すること。

## 2 その他申請前に留意すること

- (1) 県の定める「茨城県県土利用の調整に関する基本要綱（昭和49年12月24日茨城県公告）以下「基本要綱」第5の適用を受けるときは、県が設置している茨城県土地利用合理化協議会へ諮問することになるため、基本要綱の事前協議を終了してから開発行為の申請をして下さい。  
なお、この場合事前協議に申し出た計画書の写しを参考に提出して下さい。
- (2) 後述する申請書の作成基準第1に掲げる「機能の高い森林」の開発は、許可基準からみて災害等をおこすおそれが多いことから、開発計画をたてようとするときは、極力、この森林の区域を避けるようにして下さい。
- (3) 開発行為の施行の妨げとなる権利（所有権、地上権、賃借権、抵当権等）を有する者の同意が必要です。
- (4) 林地開発許可制度のほか、他の法令等の規制を受けているときは、所定の手続が必要です。

## 3 申請の手続き

- (1) 提出書類：提出部数は2部（農林事務所：正本1部、市町村：副本1部）です。

ただし、開発行為に係る森林面積が10ヘクタールを超える場合には3部（林政課：正本1部、農林事務所、市町村：副本各1部、計2部）です。

林地開発許可申請書（省令第2条）と茨城県開発許可制度実施規則（昭和51年茨城県規則第17号、以下「規則」という。別記5）第2条及び第5条に規定する添付図面及び計画書ですが、内容及び様式等は別記1に示すとおりです。

なお、許可を受けた林地開発行為の内容を変更しようとする場合は、別記9に示すとおり手続きを行って下さい。

- (2) 提出先

規則第15条に規定するとおり、開発しようとする地域に所在する市町村を管轄する農林事務所の林業振興課です。

なお、笠間市、取手市、常総市については、林地開発許可事務権限を移譲しています。直接各市へお問い合わせ下さい。

- (3) 林地開発許可制度に関する問い合わせ先

県庁農林水産部 林政課 (029) 301-4031

県北農林事務所 林業振興課 (0294) 80-3370

(対象地域：北茨城市、大子町、高萩市、日立市、常陸太田市、常陸大宮市)

県央農林事務所 林業振興課 (029) 231-2079

(対象地域：水戸市、ひたちなか市、小美玉市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町)

鹿行農林事務所 林業振興課 (0291) 33-4123

(対象地域：鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市)

県南農林事務所 林業振興課 (029) 822-7087

(対象地域：土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町)

県西農林事務所 林業振興課 (0296) 24-9176

(対象地域：古河市、結城市、下妻市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町)

### Ⅲ 申請書の作成基準

#### 第1 機能の高い森林の保全

##### 第1 機能の高い森林の保全

次に掲げる森林における開発行為は、法第10条の2第2項各号の1に該当する場合が多いと考えられるので、開発行為は極力これらの森林以外の土地で行うよう計画すること。

- (1) 地域森林計画において樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべきものとして定められている森林
- (2) 飲用水、かんがい用水等の水源として依存度の高い森林
- (3) 地域森林計画において自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林、生活環境の保全及び形成のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林又は特に生活環境保全機能及び保健・文化機能を高度に発揮させる必要があるものとして定められている森林
- (4) 地域森林計画において更新を確保するため伐採方法又は林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林
- (5) 優良人工造林地又はこれに準ずる天然林

##### 〔解説〕

- 1 (2) の「水源として依存度の高い森林」は、実態上判断することとなるが、流域的にみて特に高い水源かん養機能の保全及び形成が保安林制度等により図られていることにかんがみ、集落の周辺に位置し飲用水の取水が行われている森林、溜池の周辺の森林等局地的な水源かん養機能の高い森林をいう。
- 2 (5) の森林は、実態上判断することとなるが、地域における優良な森林を確保する趣旨であり、森林の成長量、集団性、生産基盤の整備の状況等から判断する。

#### 第2 開発行為の要件

##### 第2 開発行為の要件

開発行為の計画は、許可の申請書及び添付書類の記載事項が次の要件を満たすものであること。

##### 1 一般的事項

- (1) 次の事項すべてに該当し、申請に係る開発行為を行うことが確実であること。
  - ア 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。
  - イ 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていること。
  - ウ 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について、法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等を受けているか又は許可等の申請をしていること。
  - エ 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があること。
- (2) 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積である

こと。(法令等によって面接につき基準が定められているときには、これをしんしゃくして決められたものであること。

- (3) 開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部份についての許可の申請である場合には、全体計画との関連を明らかにすること。
- (4) 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置を適切に行うこと。
- (5) 開発行為が周辺の地域の森林施業に支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮をすること。
- (6) 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮をすること。
- (7) 開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林又は緑地を善良に維持管理すること。

#### 〔解説〕

- 1 (1) のイの「相当数の同意」とは、区域内の森林について、開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の3分の2以上の同意を得ており、かつその他の者についても同意を得ると認められる場合を指すが、全員の同意を得ていることが望ましいのは当然である。  
なお、このことについては、申請するときの要件であり、許可する時点においては全員の同意を得ていなければならない。
- 2 (1) のエの「資力」を証する書類としては、残高証明書、融資証明書等を提出すること。
- 3 (4) の「現状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することに固執することではなく、造林の実施を含めて従前の森林の機能を回復するための措置をいう。
- 4 (5) の要件としては、例えば、開発行為により道路が分断される場合には付替道路の設置計画を明らかにし、開発行為により更に奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないよう配慮していること等が挙げられる。
- 5 (6) の要件としては、例えば、地域住民の生活への影響の関連からみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、関係市町村等と環境の保全に関する協定を締結していること等が挙げられる。なお、参考例を別記2に示す。
- 6 (7) の「善良に維持管理すること。」とは、残置し又は造成する森林又は緑地につき申請者が権原を有していることを原則とし、関係市町村等との間で森林又は緑地の維持管理について協定を締結していること等をいう。なお、参考例を別記に3示す。〔解説〕

#### 2 森林法第10の2第2項第1号関係事項

〔 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。 〕

- (1) 開発行為が原則として現地形にそって行うこと及び開発行為による土砂の移動量は必要最小限度であること。

- (2) 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な場所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときは、その法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置、その他の措置を適切に講ずること。
- (3) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が(2)によることが困難であるか若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置を適切に講ずること。
- (4) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、適切な法面保護の措置を講ずること。
- (5) 開発行為に伴い相当量の土砂が流出し、下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等を適切に講ずること。
- (6) 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設を設けること。
- (7) 下流の流出能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調整池等の設置その他の措置を適切に講ずること。
- (8) 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置を適切に講ずること。

1 (2) の技術的細則は、次の(1)から(4)に掲げるとおりとする。

(1) 工法等は、次によること。

ア 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定を確保すること。

イ 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めを行うこと。

ウ 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置を講ずること。

エ 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれがないように工事時期、工法等について適切な配慮をすること。

(2) 切土は、次によること。

ア 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して現地に適合した安全なものとする。

イ 土砂の切土高が10メートルを超える場合には、原則として高さ5メートルないし10メートル毎に幅1～1.5メートル程度の小段を設置するほか、必要に応じ排水施設を設置する等崩壊防止の措置を講ずること。

ウ 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないよう杭打ちその他の措置を講ずること。

(3) 盛土は、次によること。

ア 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象、及び近傍にある既往の洗面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものとする。盛土高がおおむね1.5メートルを超える



場合には勾配を最低35度(約1.5割)とすること。

イ 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

ウ 盛土高が5メートルを超える場合には、原則として5メートル毎に幅1～2メートル程度の小段を設置するほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置を講ずること。

エ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施行、排水施設の設置等の措置を講ずること。

(4) 捨土は、次によること。

ア 捨土は、土捨場を設置し土砂の流出防止措置を講じて行うこと。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上選定すること。

イ 法面の勾配の設定、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行い土砂の流出のおそれがないこと。

2 (3) の「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次の(1)又は(2)に該当する場合をいう。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合は、これに該当しない。

(1) 切土により生ずる法面の勾配が30度(約1.7割)より急で、かつ、高さが2メートルを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合はこの限りでない。

ア 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。

イ 土質が、表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5メートル以下のもの。

この場合において、アに該当する法面の部分より上下に分離された法面があるときはアに該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。

(2) 盛土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが1メートルを超える場合。

表1

土質	擁壁等を要しない 勾配の上限	擁壁等を要する 勾配の下限
軟岩(風化の著しいものを除く)	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、 硬質粘土、その他これに類するもの	35度	45度

- 3 (3) に該当し設置される擁壁の構造は、次の技術的細則によること。
- (1) 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
  - (2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は常時1.5又は2.0倍以上、地震時1.2倍以上であること。
  - (3) 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において安全率は常時1.5倍以上、地震時1.2倍以上であること。
  - (4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
  - (5) 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴を3平方メートル1箇所以上設けること。
  - (6) その他、擁壁の構造は、「治山技術基準解説」（社団法人日本治山協会）及び「茨城県宅地開発資料集（開発行為の技術基準）」によること。
- 4 (4) の法面保護は、次の技術的細則により行うこと。
- (1) 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合、又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）を行うこと。  
工種は、土質、気象条件等を考慮して決定し、適期に施行すること。
  - (2) 表面水、湧水、溪流等により法面が侵食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置を講ずること。この場合における擁壁の構造は、3によること。
- 5 (5) のえん堤等の設置は、開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ずるとともに、次の技術的細則によること。
- (1) えん堤等の容量は、次のア及びイにより算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂しうるものとする。  
ア 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合では200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では600立方メートル、それ以外の場合では400立方メートルとするなど、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定めること。  
イ 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算すること。
  - (2) えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。
  - (3) えん堤等の構造は、「治山技術基準」（昭和46年3月13日付け46林野治第648号林野庁長官通達）によるものであること。
  - (4) 「災害が発生するおそれがある区域」については表2に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、以下に掲げるアからイを目安に現地の荒廃状況に応じて整理すること。なお、表2に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については「災害が発生するおそれがある区域」に含むことができる。  
ア 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等に

における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。

イ 土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる溪流を含む流域全体を基本とすること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。

表 2

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域災	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域	地すべり等防止法
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
災害危険区域	建築基準法
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

- (5) なだれ危険箇所点検調査要領に基づくなだれ危険箇所に係る森林を事業区域に含む場合についても、開発区域に先行して周囲へのなだれ防止措置について検討し、必要な措置を講じること。
- (6) 上記の検討結果を整理し、必要な措置の内容について設計の概要に必要な事項を記載すること。
- 6 (6) の排水施設の能力及び構造は、次の技術的細則によること。
- (1) 排水施設の構造の断面は次によること。
- ア 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定めること。  
この場合、計画流量は次の(ア)及び(イ)により、流速は原則として Manning 式により求めること。
- (ア) 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出する。

$$Q = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q : 雨水流出量 (m<sup>3</sup>/sec)  
 f : 流出係数  
 r : 設計雨量強度 (mm/hour)  
 A : 集水区域面積 (ha)

- (イ) 前式の適用に当たっては、次の a から c までによること。
- a 流出係数は、表 3 を参考として定めること。
- b 設計雨量強度は、次の c による単位時間内の 10 年確率で想定される雨量強度とすること。  
ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、

20年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号のロ又は土砂災害防止法第8条第1項第4号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。

c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表4を参考として用いること。

表3

区分		浸透能小	浸透能中	浸透能大
地表状態				
林	地	0.6 ~ 0.7	0.5 ~ 0.6	0.3 ~ 0.5
草	地	0.7 ~ 0.8	0.6 ~ 0.7	0.4 ~ 0.6
耕	地	—	0.7 ~ 0.8	0.5 ~ 0.7
裸	地	1.0	0.9 ~ 1.0	0.8 ~ 0.9

(注) 区分欄の浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるが、おおむね山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大としても差し支えない。

表4

流域面積	単位時間
50ヘクタール以下	10分
100ヘクタール以下	20分
500ヘクタール以下	30分

イ 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設備箇所からみていつ水による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は、必要に応じてアに定めるものより一定程度大きく定めること。

ウ 洪水調節池の下流に位置する排水施設については、洪水調節池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。

(2)排水施設の構造等は、次によること。

ア 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置すること。

イ 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置を講ずること。

ウ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置を適切に講ずること。また、表土流出するおそれがある場合でも、横排水等の措置を講ずること。

エ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くよう計画すること。

ただし、河川等に排水を導く場合には、増加した流水が河川等の管理に及ぼす影響を考慮するため、当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。特に、農業用水路等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該施設が接続する

下流の河川等において安全に流下できるよう、併せて当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。

7 (7) の洪水調整池等の設置は、次の技術的細則によること。

雨水排水処理は、原則、洪水調整池を通じて場外排水とするが、小規模な開発又は流末排水が困難な場合に限り、浸透池の設置で代替することができる。

なお、洪水調整池を設置し、河川に排水する場合にあっては、あらかじめ河川管理者と十分連絡調整すること。

(1) 洪水調整容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下まで調節できるものであることを基本とする。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとするができる。

また、開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあっては、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合では200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では600立方メートル、それ以外の場合では400立方メートルとするなど、流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量とすること。

(2) 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては200年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上とすること。

(3) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式とすること。

ただし、やむを得ず浸透型施設として整備する場合については、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等、浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。

(4) 仮設防災施設の設置等に関する基準

開発行為の施行に当たって、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

(5) 防災施設の維持管理に関する基準

開発行為の完了後においても整備した排水施設や洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について設計の概要書に必要な事項を記載すること。

(6) その他「茨城県の大規模宅地開発に伴う調整池技術基準」によること。

3 森林法第 10 の 2 第 2 項第 1 号の 2 関係事項

〔 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。 〕

- (1) 開発行為をしようとする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調整池の設置その他の措置を適切に講ずること。

〔 解 説 〕

- 1 (1) の洪水調整池等の設置は、次の技術的細則によること。

(1) 洪水の調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での 30 年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50 年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとすることができる。

また、開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあっては、第 2 の 7 の (1) によるものであること。

ここで、「当該開発行為に伴いピーク流量が増加する」か否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として 1 % 以上の範囲内とし、「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして、30 年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。

なお、当該地点の選定に当たっては当該地点の河川等の管理者の同意を得ていること。

- (2) 安全に流下させることができない地点が生じない場合には、7 の (1) によること。

- (3) 余水吐の能力は、7 の (2) とすること。

- (4) 洪水調節の方式は、7 の (3) とすること。

- (5) 浸透池は、次の基準によること。

ア 浸透池は、急傾斜崩壊危険区域、地すべり防止区域等の雨水の浸透によって地盤の安定が損なわれるおそれのある区域及びその影響範囲に設置しないこと。

イ 浸透池の設置にあたっては、浸透地盤のボーリング調査等による地下水位及び土質調査又は浸透試験により把握した浸透地盤の浸透能力を基に 10 年確率以上で想定される雨量強度における貯留容量及び浸透面積が確保されるものであること。

ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など 排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20 年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法（昭和 24 年 法律第 193 号）第 15 条第 1 項第 4 号のロ又は土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号でいう要配慮者利用施設等の

災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。

なお、浸透地盤の浸透能力の算定にあたっては、既許可区域又は周辺の開発区域と同様な土質が出現することが明らかであり、当該区域における浸透地盤の浸透能力が想定できる場合には、既往の資料を使用することとして差し支えない。

ウ 流入土砂により浸透地盤の浸透能力の低下が見込まれる場合は、上流側に沈殿池を設置するなど、土砂等の流入を防止する措置が講じられていること。

エ 流入土砂を排除する必要がある場合の浸透池の深さは3メートル以内とする。ただし、維持管理のための管理道を設置した場合はこの限りでない。

オ 定期的にしゅんせつを行うこと。

カ その他「茨城県の雨水浸透施設技術基準」並びに「雨水浸透施設技術指針（案）調査・計画編並びに同指針構造・施工・維持管理編」（社団法人雨水貯留浸透技術協会）によること。

(6) 開発行為の施行に当たって、水害の防止のために必要な洪水調整池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

(7) 開発行為の完了後においても整備した洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について設計の概要書に必要な事項を記載すること。

#### 4 森林法第10の2第2項第2号関係事項

〔 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。 〕

(1) 他に適地がない等によりやむをえず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときは、貯水池又は、導水路の設置その他の措置を適切に講ずること。

(2) 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置を適切に講ずること。

#### 〔解説〕

(1) により導水路の設置その他の措置を講ずる場合には、取水する水源に係る河川管理者の同意を得る等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

5 森林法第10の2第2項第3号関係事項

〔 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。 〕

- (1) 開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成を適切に行うこと。
- (2) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成を行うこと。
- (3) 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮をすること。

特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し、又は木竹を植栽する等の適切な措置を講ずること。

〔解説〕

1 (1) は、次によること。

- (1) 「相当面積の森林又は緑地の残置又は造成」とは、森林又は緑地として残置することを原則とし、やむをえず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地を造成すること。

この場合において、残置し又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）内の森林面積に対する割合は、表5の事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合とする。

また、残置し又は造成する森林又は緑地は、表5の森林の配置等により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置すること。

なお、表5に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表5に準じて適切に措置するものとする。

- (2) 造成森林については、必要に応じ植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適する原則として表6を標準とした高木性樹木等を、均等に分布するよう植栽すること。なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあつては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めること。

※ 参考として表7に高木性樹木を例示する。

- 2 (2) の「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含む。また、「必要に応じた造成とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含む。
- 3 (3) は特に土砂の採取、道路の開設等の開発行為について景観の維持上問題を生じている事例が見うけられるので、開発行為の対象地（土捨場を含む）の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置につき十分配慮して計画すること。



表 5

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 1 区画の面積はおおむね 1,000 平方メートル以上とし、建物敷等の面積はそのおおむね 30 パーセント以下とする。</li> </ol>
スキー場の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 滑走コースの幅はおおむね 50 メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね 100 メートル以上の残置森林を配置する。</li> <li>3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は 1 箇所あたりおおむね 5 ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 50 パーセント以上（残置森林率はおおむね 40 パーセント以上）とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね 20 メートル以上）を配置する。</li> <li>2 ホール間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね 20 メートル以上）を配置する。</li> </ol>
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね 50 パーセント以上（残置森林率はおおむね 40 パーセント以上）とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 40 パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。</li> <li>3 レジャー施設の開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 5 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>
工場、事業場の設置	森林率はおおむね 25 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合には原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</li> <li>2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 メートル以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>

住宅団地の造成	森林率はおおむね20パーセント以上（緑地を含む）とする。	<p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合には原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20メートル以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。</p>
土石等の採掘		<p>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。</p>

- 1 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林に対する割合をいう。
- 3 住宅団地の造成に係る緑地には、次に掲げるものを含めるものとする。
  - (1) 公園・緑地・広場
  - (2) 隣棟間緑地、コモンガーデン
  - (3) 緑地帯、緑道
  - (4) 法面緑地
  - (5) その他上記に類するもの。
- 4 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設露地を含む区域をいう。
- 5 解説1(1)中の「表5に準じて適切に措置するものとする。」の運用として、道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不相当であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。

表 6

樹 高	植栽本数（1ヘクタール当たり）
1メートル未満	3,000本
1メートル以上 2メートル未満	2,000本
2メートル以上 3メートル未満	1,500本
3メートル以上 5メートル未満	1,000本
5メートル以上 10メートル未満	500本
10メートル以上	300本

表 7

(針葉樹類) アカマツ、クロマツ、スギ、ヒノキ、サワラ、モミ、カヤなど
(常緑広葉樹類) スダジイ、シラカシ、アカガシ、ウラジログシ、アラカシ、ヤブツバキ、ヒサカキ、モチノキ、マテバシイなど
(落葉広葉樹類) アオハダ、アカシデ、イヌシデ、イロハカエデ、ウリカエデ、ウリハダカエデ、ウワミズザクラ、エゴノキ、エノキ、オオモミジ、オニグルミ、クヌギ、クマシデ、クリ（園芸種を除く）、ケヤキ、コナラ、トチノキ、ナツツバキ、ナツハゼ、ハクウンボク、ハリギリ、ハンノキ、ホオノキ、ミズキ、ムクノキ、ヤマザクラ、ヤマハンノキ、ヤマボウシ、リョウブ、ヤシヤブシなど

上記のほか、太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為は、次の運用細則の基準も適用します。

#### 太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則

##### 第1 事業終了後の措置について

林地開発許可において、太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられており、太陽光発電事業終了後に開発区域について原状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、申請者は、植栽等、設備撤去後に必要な措置を講ずることとともに、土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、太陽光発電事業終了後、原状回復等する旨を盛り込むことに努めること。

##### 第2 自然斜面への設置、排水施設的能力及び構造等について

###### 1 自然斜面への設置について

開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則とし、太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域

の平均傾斜度が 30 度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置すること。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、防災施設を確実に設置すること。

なお、自然斜面の平均傾斜度が 30 度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、適切な防災施設を設置すること。

## 2 排水施設の能力及び構造等について

太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特徴を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、以下のとおりとする。

### (1) 排水施設の断面について

地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、表 3 によらず、次の表を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

地表状態\区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
太陽光パネル等	1.0	0.9~1.0	0.9

### (2) 排水施設の構造等について

排水施設の構造等については、第 6 の(2)の規定 (P18) に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていること。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていること。

## 第 3 残置し、若しくは造成する森林又は緑地について

開発行為をしようとする森林の区域に残置し、若しくは造成する森林又は緑地の面積の、事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。）内の森林面積に対する割合及び森林の配置等は、開発行為の目的が太陽光発電設備の設置である場合は、表 5 によらず、以下の表のとおりとする。

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
太陽光発電設備の設置	森林率はおおむね 25 パーセント（残置森林率はおおむね 15 パーセント）以上とする。	<p>1 原則として周辺部に残置森林配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部におおむね幅 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね 30 メートル以上の幅のうち一部又は全部が残置森林）を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る 1 か所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>

なお、残置森林又は造成森林は、善良に維持管理されることが明らかであることを許可基準としていることから、林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないよう、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とすること。

#### 第4 その他配慮事項

このほか、以下の事項について配慮すること。

##### 1 住民説明会の実施等について

太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為については、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施するように努めること。

特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、申請者は、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うよう努めること。

##### 2 景観への配慮について

太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮を求められる場合にあつては、申請者は太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮することが望ましい。

このため、必要に応じて、設置する施設の色彩等を含め、景観に配慮した施工に努めること。

# 別 記 1

申請書及び計画書の内容

(申請書)

# 林地開発許可申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

住 所  
申請者氏名 { 法人にあっては名称  
及び代表者の氏名 }

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請  
します。

開発行為に係る森林の所在場所	市 町 大字 字 地番 県 郡 村
開発行為に係る森林の土地の面積	ha
開 発 行 為 の 目 的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
開 発 行 為 の 施 行 体 制	
備 考	

## 注意事項

- 1 面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること
- 3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

(計画書等)

(1) 開発行為の概要

① 開発行為に係る事業 又は施設の名称		
② 開発行為の工事施工者 の住所、氏名、実績		
③ 面積	開発行為に係る森林	ha
	開発行為をしようとする森林	ha
	開発行為に係る事業区域	ha
④ 開発行為の概要		

注) 「開発行為の施行体系図」に記載した施行者のうち防災施設の設置に関わる者に関する書類を添付すること。(1) 建設業法許可書(土木工事業) (2) 事業経歴書 (3) 預金残高証明書 (4) 納税証明書 (5) 事業実施体制を示す書類(職員数、主な役員・技術者名等) (6) 林地開発に係る施工実績を示す書類

(2) 土地利用の現況

	種類	森林	田	畑	その他	公共施設	合計
実測面積	面積					道路 水路	
	割合						
登記簿上の面積	面積						
	割合						



(3) 森林の現況

林 齢 種 別		5年生	6～15	16～50	51年生	計
		以下			以上	
人 工 林						
天 然 林						
そ の 他	竹 林					
	伐 採 跡 地					
	未 立 木 地					
合 計						

注) 記載面積は、開発行為に係る森林面積を裸書とし、残置森林面積を( )書とすること。  
ha を単位として小数第4位まで記載すること。



(5)土地利用計画（面積及び割合）の概要

種 類	種 類 別 面 積		開 発 行 為 に 係 る 森 林 面 積	
	全 体 区 域		開 発 行 為 を し ょ う と す る 森 林 面 積	
	_____	%	_____	%
	_____		_____	
	_____		_____	
合 計				

$$\text{残置森林率} = \frac{\text{残置森林面積}}{\text{開発行為をしようとする森林面積}} \times 100 =$$

$$\text{造成森林率} = \frac{\text{造成森林面積}}{\text{開発行為をしようとする森林面積}} \times 100 =$$

(6) 緑地の維持管理方法

残置する森林の 維持管理方法		
造成する森林 (植林する森林) 又は緑地の維持 管理方法	植栽する樹種	植栽本数
	維持管理方法	

(7) 資金計画

収 入		支 出	
科 目	金 額 (百万円)	科 目	金 額 (百万円)
自己資金 借入金		用地費 造成費 設備整備費 その他	
合 計		合 計	

(注) 自己資金には残高証明書添付

借入又は融資証明書の写添付

(8)設計の概要（注：詳細については別添とすること。）

防災施設及び 工法の概要	
給排水計画の 概要	
跡地利用計画	

(9) 開発行為施工能力に関する申告

法令による登録	採石法 建設業法 宅地建物取引業法 その他						
資本金 主たる取引金融機関							
資産の状況	(これに替わる関係書類を含む決算報告書を添付すれば記入は要しない。)						
納税額	税区分 年度	法人税 又は 所得税	事業税	市町村 民税	固定 資産税	その他	計
	年度 (前年度)						
	年度 (前々年度)						
設計者	役職名	氏名		資格免許、学歴、その他			
過去5年間の開発行為に関する実績	事業名 (工事名)	場所	面積	許認可番号 年月日	着工年月日 ～完成年月日	検査済証 交付年月日	工事局
注) 各欄ごとの項目に替わる書類を添付すれば記入は要しない。							

## (10)他法令等の許認可の状況及び規制状況

番号	法 令 等	適用の 有 無	許 認 可	
			内 容	年 月 日
1	国 土 利 用 計 画 法	有 無		
2	茨城県県土利用の調整に関する基本要綱	有 無		
3	首 都 圏 近 郊 緑 地 保 全 法	有 無		
4	工 場 立 地 法	有 無		
5	自 然 公 園 法	有 無		
6	茨 城 県 立 自 然 公 園 条 例	有 無		
7	環 境 影 響 評 価 法	有 無		
8	茨 城 県 環 境 影 響 評 価 条 例	有 無		
9	茨 城 県 地 球 環 境 保 全 行 動 条 例	有 無		
10	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	有 無		
11	茨 城 県 自 然 環 境 保 全 条 例	有 無		
12	土 壌 汚 染 対 策 法	有 無		
13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	有 無		
14	茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	有 無		
15	茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する事前協議要領	有 無		

番号	法 令 等	適用の 有 無	許 認 可	
			内 容	年 月 日
16	採 石 法	有 無		
17	砂 利 採 取 法	有 無		
18	森林法（第10条の2）開発行為の許可	有 無		
19	森林法（第10条の7の2）森林の土地所有者となった旨の届出等	有 無		
20	森林法（第26条、第26条の2、第27条第1項）保安林の指定の解除	有 無		
21	茨城県水源地域保全条例（第9条）水源地域の土地の所有権等の移転届出	有 無		
22	事業区域内における治山及び造林等の補助事業	有 無		
23	農 地 法	有 無		
24	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）	有 無		
25	河 川 法	有 無		
26	海 岸 法	有 無		
27	砂 防 法	有 無		
28	地 す べ り 等 防 止 法	有 無		
29	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	有 無		
30	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	有 無		
31	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	有 無		



番号	法 令 等	適用の 有 無	許 認 可	
			内 容	年 月 日
32	景 観 法	有 無		
33	茨 城 県 景 観 形 成 条 例	有 無		
34	茨城県土地開発事業の適正化に関する 指導要綱	有 無		
35	文 化 財 保 護 法	有 無		
36	都 市 計 画 法	有 無		
37	太陽光発電施設の適正な設置・管理に 関するガイドライン	有 無		
38	そ の 他	有 無		
注) 内容欄には対応先機関名、協議等内容を記載すること 他法令等の結果については、その通知等の写しを添付すること。				

その他計画書に添付する図書一覧

位置図、区域図、現況図、流域現況図	有 無	
利用計画図等	有 無	1で図面1枚
1 利用計画		
2 切盛平面		
3 捨土位置	有 無	2～3で "
4 法面の位置		
5 防災施設位置	有 無	4～6で "
6 工作物の位置		
7 森林現況図	有 無	7で "
8 緑化計画		
9 残置森林位置	有 無	8～9で "
法面の断面図	有 無	
1 縦横断面		
2 主な法面の土質		
3 保護方法及び施工図面		
防災施設設計図及び設計書	有 無	
建築物の概要図	有 無	
施工工程表、施工体系図	有 無	
登記簿謄本・定款等	有 無	
開発行為をしようとする森林について事業の実施の妨げとなる権利を有するものの同意を示す書類	有 無	
公共施設等に関する同意及び協定の写し（総て）	有 無	
用排水施設の管理者の同意	有 無	
他法令等の処分結果についての通知等の写し	有 無	
その他		
1 開発事業区域（森林除く。）について事業の実施の妨げとなる権利を有するものの同意を示す書類		
2 採石、砂利採取、土採取等に係るものの申請書の写し		
3 その他		

記載例 (申請書)

## 林地開発許可申請書

○年 ○月 ○日

茨城県知事 ○○ ○○ 殿

住所 ○県○市○町○ー○

申請者氏名 株式会社 ○○  
代表取締役 ○ ○

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の所在場所	○市 ○町 大字○字○ 743 外6筆
開発行為に係る森林の土地の面積	6.7369ha
開発行為の目的	○○太陽光発電事業
開発行為の着手予定年月日	○年 ○月 ○日
開発行為の完了予定年月日	○年 ○月 ○日
開発行為の施行体制	株式会社 ○○建設
備考	

### 注意事項

- 1 面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること
- 3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

## 記載例（計画書等）

### （1）開発行為の概要

① 開発行為に係る事業 又は施設の名称	〇〇太陽光発電事業		
② 開発行為の工事施工 者の住所、氏名、実績	〇市〇町〇-〇 株式会社 〇〇建設 代表取締役 〇 〇		
③ 面 積	開発行為に係る森林	6.7369	ha
	開発行為をしようとする森林	8.0331	ha
	開発行為に係る事業区域	8.3984	ha
④ 開発行為の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の開発は、面積 A=約8.39ha の区域に〇×太陽光発電施設を建設し 2.0MW の太陽光発電を行うものである。</li> <li>・ 敷地は、東側の〇市道から西側の市道及び水路へと緩やかに傾斜する丘陵地である。また、杉林等と落葉広葉樹が樹生する山林である。</li> <li>・ 敷地の整地計画は、切土、調整池などから掘削した土を低地に敷き均し、その他は自然地形の状態の丘陵地に太陽光パネルを設置する計画である。</li> <li>・ 雨水計画は、開発区域で 1/30 確率降雨に対する調整池を計画する。</li> <li>・ 敷地内の排水は、U字側溝により調整池に誘導する計画である。</li> <li>・ 流末排水路は、敷地の西側にある〇市管理の水路へ放流する。</li> </ul>		

注）「開発行為の施行体系図」に記載した施行者のうち防災施設の設置に関わる者に関する書類を添付すること。（1）建設業法許可書（土木工事業）（2）事業経歴書（3）預金残高証明書（4）納税証明書（5）事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術者名等）（6）林地開発に係る施工実績を示す書類

### （2）土地利用の現況

	種 類	森 林	田	畑	その他	公共施設	合 計
実測面積	面 積	8.0331		0.3653			8.3984
	割 合	95.7		4.3			100.0
登記簿上の面積	面 積	7.1560		0.3653			7.5213
	割 合	95.1		4.9			100.0

記載例

(3) 森林の現況

林 齢 種 別		5年生	6～15	16～50	51年生	計
		以下			以上	
人 工 林	スギ			3.3571		3.3571
	ヒノキ			(0.4254)		(0.4254)
天 然 林	コナラ等			3.3798		3.3798
				(0.8708)		(0.8708)
そ の 他	竹 林					
	伐 採 跡 地					
	未 立 木 地					
合 計						6.7369 (1.2962)

注) 記載面積は、開発行為に係る森林面積を裸書とし、残置森林面積を( )書とすること。

haを単位として小数第4位まで記載すること

記載例

(4) 開発行為をしようとする区域内の番地・面積等一覧表

市町村	大字	字	地番	地目	面積 (㎡)					所有者		権利者			同意状況	法令等による制限その他
					開発行為をしようとする森林			森林以外	造成する森林 又は緑地	住所	氏名	権利の種類	住所	氏名		
					面積	開発に係るもの	残置するもの	面積								
〇〇市	×町	□	743	山林	4,540	4,540			191	◇市×町□-△	株式会社〇×				自己所有	
〃	〃	〃	845	山林	4,559	4,559			219	◇市□町△-×	○ □	抵当権	〇市×町△-※	※ □	借地契約済	抵当権 (同意済)
〃	〃	△	632-1	原野	5,209	4,304	905		278	◇市△町※-△	× △				売買契約済	
〃	〃	〃	639-1	山林	4,469	4,100	369		265	×市※町□-◇	株式会社〇×				同意書締結 (相続確定後 借地予定)	
〃	〃	〃	640-1	山林	9,220	8,776	444		734	同 上	株式会社〇×				自己所有	
〃	〃	〃	641	山林	9,286	8,674	612		608	同 上	株式会社〇×				自己所有	
〃	〃	〃	642-1	山林	7,104	1,666	5,438		1,050	同 上	株式会社〇×				自己所有	
〃	〃	〃	642-2	山林	10,435	7,698	2,737		1,417	◇市△町※-※	△ ×				借地契約済	
〃	〃	〃	642-3	山林	12,209	10,325	1,884		1,237	同 上	△ ×				借地契約済	
〃	〃	〃	643	山林	9,504	8,931	573		1,039	同 上	△ ×				借地契約済	
〃	〃	〃	643-3	山林	3,796	3,796			75	同 上	△ ×				借地契約済	
〃	〃	○	650	畑				1,727	133	同 上	△ ×				借地契約済	
〃	〃	○	651	畑				1,926	762	同 上	△ ×				借地契約済	
合 計					80,331	67,369	12,962	3,653	8,008							

記載例 (5) 土地利用計画 (面積及び割合) の概要 (全体)

種 類	種 類 別 面 積		開発行為に係る森林面積	
	全 体 区 域		開発行為をしようとする森林面積	
発 電 用 地	$\frac{3.1149}{8.3984}$	% 37.09	$\frac{3.0003}{8.0331}$	% 37.35
施 設 用 地	$\frac{2.0413}{8.3984}$	24.31	$\frac{1.8911}{8.0331}$	23.54
通 路	$\frac{0.3561}{8.3984}$	4.24	$\frac{0.3353}{8.0331}$	4.17
調 整 池	$\frac{0.5031}{8.3984}$	5.99	$\frac{0.4461}{8.0331}$	5.55
造 成 森 林	$\frac{0.8008}{8.3984}$	9.54	$\frac{0.8008}{8.0331}$	9.97
残 置 森 林	$\frac{1.2962}{8.3984}$	15.43	$\frac{1.2962}{8.0331}$	16.14
排 水 路 敷	$\frac{0.1840}{8.3984}$	2.19	$\frac{0.1770}{8.0331}$	2.20
フ ェ ン ス	$\frac{0.0676}{8.3984}$	0.80	$\frac{0.0519}{8.0331}$	0.65
そ の 他	$\frac{0.0344}{8.3984}$	0.41	$\frac{0.0344}{8.0331}$	0.43
合 計	8.3984	100.00	8.0331	100.00

$$\text{残置森林率} = \frac{\text{残置森林面積}}{\text{開発行為をしようとする森林面積}} \times 100 = \frac{1.2962}{8.0331} \times 100 = 16.14\%$$

$$\text{造成森林率} = \frac{\text{造成森林面積}}{\text{開発行為をしようとする森林面積}} \times 100 = \frac{0.8008}{8.0331} \times 100 = 9.97\%$$

記載例(6)緑地の維持管理方法

残置する森林の維持管理方法	残置森林の維持管理方法は、下刈・枝打ち等を行い枯損木は適期に補充する。また、病害虫対策として関係各所専門家の指導のもと必要薬剤を散布するなど樹木の健全な生育に努める。	
造成する森林(植林する森林)又は緑地の維持管理方法	植栽する樹種	植栽本数
	クヌギ(1m) コナラ(1m)	808本 808本
	維持管理方法	
	造成森林の維持管理方法は、下刈・枝打ち等を行い枯損木は適期に補植する。また、病害虫対策として関係各所専門家の指導のもと必要薬剤を散布するなど樹木の健全な生育に努める。	

(7)資金計画

収 入		支 出	
科 目	金 額 (百万円)	科 目	金 額 (百万円)
自己資金	4,150	用地費	3,330
借入金		造成費	83
		設備整備費	666
		その他	71
合 計	4,150	合 計	4,150

(注) 自己資金には残高証明書添付

借入又は融資証明書の写添付



## 記載例（8）設計の概要

<p>防災施設及び工法の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂流出防止対策  <p>開発区域外への土砂の流出の恐れがある場所には、30～50 c m高の小堰堤工を計画する。</p> </li> <li>・調整池計画  <p>区域内の雨水は、素掘水路及びU字側溝で調整池に集め調整池容量は30年、余水吐は200年確率の雨量強度に基づき計画する。  <p>流末排水は、〇市管理の西側の水路へ放流する計画である。</p> </p></li> <li>・施行中の安全対策  <p>調整池が完成するまでの期間は、調整池の予定場所に沈砂池を設置し、雨水の直接地区外流出を防止する。  <p>併せて仮設防護柵、土のう、素掘側溝等を設置することにより、周囲への土砂流出防止の強化を図る。</p> </p></li> </ul>
<p>給排水計画の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水排水計画  <p>事業地内は種子吹付けを行い、植生を維持し、雨水の流出を極力抑制する。  <p>調整池の規模は、30年確率の雨量強度で容量を計画し、余水吐は200年確率の雨量強度で決定した。  <p>区域内雨水排水計画は、敷地には、種子吹付けを行い、自然勾配を利用して流下する雨水をU字側溝で受け止め調整池へと導く計画である。</p> </p></p></li> </ul>
<p>跡地利用計画</p>	<p>太陽光発電事業終了後は、跡地の安全のため残置森林、排水施設については、適切に残すこととする。  <p>パネル等廃棄する場合は法律等を遵守し、適正に処分することとする。</p> </p>

記載例(9)開発行為施工能力に関する申告

法令による登録	採石法 建設業法 宅地建物取引業法 その他						
資本金 主たる取引金融機関	資本金 万円 ○×△銀行						
資産の状況	(これに替わる関係書類を含む決算報告書を添付すれば記入は要しない。)						
納税額 (千円)	税区分 年度	法人税 又は 所得税	事業税	市町村 民税	固定 資産税	その他	計
	令和2年度 (前年度)	6,800	2,576	969	623		10,968
	令和3年度 (前々年度)	214	260	130	674		1,278
設計者	役職名	氏名		資格免許、学歴、その他			
	○○設計株 専務取締役	○○		一級建築士 ○大学 工学部卒			
過去5年間の開発行為に関する実績	事業名 (工事名)	場所	面積	許認可番号 年月日	着工年月日 ~完成年月日	検査済証 交付年月日	工事局
	○○工場 倉庫 新築工事	○郡 ○町 大字○	1.839 ha	令和○年 ○月○日 指令○号	令和○年 ○月○日	令和○年 ○月○日	(株) ○ 建設
注) 各欄ごとの項目に替わる書類を添付すれば記入は要しない。							

## 記載例

### (10) 他法令等の許認可の状況及び規制状況

番号	法令等	適用の有無	許認可 内容 年月日
1	国土利用計画法	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 届出が必要な要件の有無 提出済 令和〇〇年〇月〇日 県地域振興課
2	茨城県県土利用の調整に関する基本要綱	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 事前協議の対象の有無 協議中 令和〇〇年〇月〇日 県地域振興課
3	首都圏近郊緑地保全法	有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 届出が必要な要件の有無 該当なし 令和〇〇年〇月〇日 県計画推進課
4	工場立地法	有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 工場立地調査簿の記載地域 該当なし 令和〇〇年〇月〇日 県立地整備課
5	自然公園法	有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 特別地域 該当なし 令和〇〇年〇月〇日 県環境政策課
6	茨城県立自然公園条例	有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 特別地域 該当なし 令和〇〇年〇月〇日 県環境政策課
7	環境影響評価法	有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 環境アセスメント 該当なし 令和〇〇年〇月〇日 県環境政策課
8	茨城県環境影響評価条例	有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 環境アセスメント 該当なし 令和〇〇年〇月〇日 県環境政策課
9	茨城県地球環境保全行動条例	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 緑化推進業務状況報告(面積6,000㎡以上) 年1回提出令和〇〇年〇月〇日 県環境政策課
10	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 特別地域 地区対象外 令和〇〇年〇月〇日 県環境政策課
11	茨城県自然環境保全条例	有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 自然・緑化環境保全地域 該当なし 令和〇〇年〇月〇日 県環境政策課
12	土壌汚染対策法	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更届 工事30日前提出 令和〇〇年〇月〇日 県資源循環推進課
13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 指定区域 地区対象外 令和〇〇年〇月〇日 県廃棄物規制課
14	茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適用の有無 適用外 令和〇〇年〇月〇日 県廃棄物規制課

番号	法 令 等	適用の 有 無	許 認 可	
			内 容 年 月 日	
15	茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する事前協議要領	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	□適用の有無 適用外 令和〇〇年〇月〇日 適用外県廃棄物規制課	
16	採 石 法	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	□適用の有無 事業該当なし 令和〇〇年〇月〇日 県技術革新課	
17	砂 利 採 取 法	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	□適用の有無 事業該当なし 令和〇〇年〇月〇日 県技術革新課	
18	森林法（第10条の2）開発行為の許可	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/>	□林地開発許可 申請手続中 令和〇〇年〇月〇日 県林政課、〇〇農林事務所	
19	森林法（第10条の7の2）森林の土地所有者となった旨の届出等	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	□森林の土地の所有 令和〇〇年〇月〇日 国土利用計画法届出済	
20	森林法（第26条、第26条の2、第27条第1項）保安林の指定の解除	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	□保安林の有無 地区対象外 令和〇〇年〇月〇日 県林業課、〇〇農林事務所	
21	茨城県水源地域保全条例（第9条）水源地域の土地の所有権等の移転届出	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/>	□土地の所有権等の移転届出 届出済 令和〇〇年〇月〇日 県林政課、〇〇農林事務所	
22	事業区域内における治山及び造林等の補助事業	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	□補助事業の有無 該当なし 令和〇〇年〇月〇日 〇〇農林事務所	
23	農 地 法	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/>	□農地転用 申請中 令和〇〇年〇月〇日 県農業政策課	
24	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	□農用地区域 該当なし 令和〇〇年〇月〇日 県農業政策課	
25	河 川 法	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	□河川区域等 該当なし 令和〇〇年〇月〇日 県河川課	
26	海 岸 法	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	□事業の有無 該当無し 平成〇〇年〇月〇日 県河川課	
27	砂 防 法	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	□事業の有無 該当無し 令和〇〇年〇月〇日 県河川課	
28	地 す べ り 等 防 止 法	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	□区域の有無 該当無し 令和〇〇年〇月〇日 県河川課、県林業課	

番号	法 令 等	適用の		内 容	許 認 可
		有	無		年 月 日
29	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 区域の有無 該当無し 令和〇〇年〇月〇日 県河川課	
30	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 区域の有無 該当無し 令和〇〇年〇月〇日 県河川課	
31	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 特定建設資材使用の有無 該当なし 令和〇〇年〇月〇日 県検査指導課	
32	景 観 法	有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 開発による適用の有無 該当なし 令和〇〇年〇月〇日 県都市計画課	
33	茨 城 県 景 観 形 成 条 例	有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 開発による適用の有無 該当なし 令和〇〇年〇月〇日 県都市計画課	
34	茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	<input type="checkbox"/> 開発による適用の有無 協議中 令和〇〇年〇月〇日 県建築指導課	
35	文 化 財 保 護 法	有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 埋蔵文化財包蔵地の有無 該当なし 令和〇〇年〇月〇日 〇〇市教育委員会	
36	都 市 計 画 法	有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 風致地区等の有無 該当なし 令和〇〇年〇月〇日 県建築指導課	
37	太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン	有	無	<input type="checkbox"/> 出力50KW以上の太陽光発電所 事業概要書提出済 令和〇〇年〇月〇日 〇〇市	
38	そ の 他	有	無		
<p>注) 内容欄には対応先機関名、協議等内容を記載すること 他法令等の結果については、その通知等の写しを添付すること。</p>					

# 別記 2

開発協定の内容

開発協定には、おおむね下記内容を記載するものとする。

- (1) 事業計画の実施の時期、期間等に関する事項
- (2) 自然環境の保全及び文化財の保護に関する事項
- (3) 防災施設の先行的整備及び開発行為に起因する災害発生の場合の補償及び復旧工事に関する事項
- (4) 道路、水路、公園等公益的施設の整備及びこれらの施設の維持管理に関する事項
- (5) 開発行為に係る土地の区域に残置した森林と緑地の維持管理に関する事項
- (6) 水源の確保、廃棄物の処理等に関する事項
- (7) 当該土地の目的外への使用又は併用の禁止に関する事項
- (8) 開発行為の履行の保証及び不履行の場合の制裁に関する事項

# 別記 3

残置森林等の管理に関する協定  
( 参 考 例 )



## 残置森林等の管理に関する協定書

〇〇市町村〇〇〇〇（以下「甲」という）と〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇（以下「乙」というは、）乙が行う次の土地開発事業の残置森林等について、下記のとおり維持管理することの協定書を締結する。

開発行為に係る事業の名称

開発行為をしようとする森林の所在場所

開発行為をしようとする区域および面積

別図のとおり

m<sup>2</sup>（森林面積

m<sup>2</sup>）

残置または造成する森林または緑地の区域および面積

別図のとおり

残置森林

m<sup>2</sup>

造成森林、緑地

m<sup>2</sup>

### 記

（残置森林等の保存）

1 乙は残置森林等を他の目的に一切転用しない。

（地域森林計画の遵守）

2 残置森林等か地域森林計画の対象となる場合、乙はその計画に即した施業を行う。

（造林の実施）

3 乙において、残置森林等のうち補植または改植を必要とする箇所には、現地に適合した樹種を適期に植栽する。

（保育の実施）

4 残置森林等のうち造成した森林または緑地については、活着するまでの間、乙において散水等の措置を講ずる。

その他、下刈り、つる切り、除伐、間伐および施肥を必要とする箇所については、適切な保育作業を行う。

（立木の伐採）

5 乙において残置森林等の立木を伐採する場合には、あらかじめ、伐採の理由、伐採箇所、伐採面積等について甲と協議する。

（維持管理計画書）

6 乙は、開発完了時に残置森林等の維持管理計画書を作成し、甲に提出する。

なお、計画に変更が生じた場合は、その都度変更計画書を提出する。

(協定事項の承継)

- 7 乙において残置森林等の土地の所有権その他森林等を利用する権利を他に譲渡したときは、この協定事項を当該権利者に承継する。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所有する。

年 月 日

(甲)

印

(乙)

印

# 別記 4

申請書の作成方法

## 1 用語説明

### (1) 開発行為に係る事業区域

開発計画の全体区域をいい、農地、森林、住宅地、道路等総てを含んだ区域をいう。

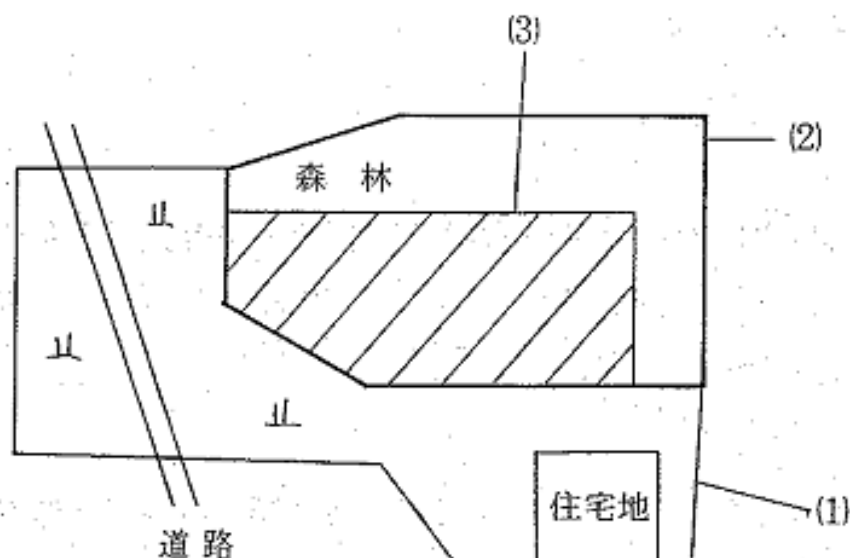
### (2) 開発行為をしようとする森林

(1)のうち、地域森林計画対象森林をいう。(この場合伐採跡地も含み、原野が入ることもある。)

この森林は、転用する部分と残置部分とに大きく分けられる。

### (3) 開発行為に係る森林

(2)のうち、地域森林計画対象森林を森林以外に転用する部分(一時的に森林以外に変更する部分も含む。)をいう。実際にブルドーザ等で表土をひっかく部分をいう。



(4) 人工林 植栽した森林をいう。

天然林 天然植生した森林をいう。

伐採跡地 伐採した後そのままになっている林地。

未立木地 (みりゅうぼくち) 原野のようなものをいう。

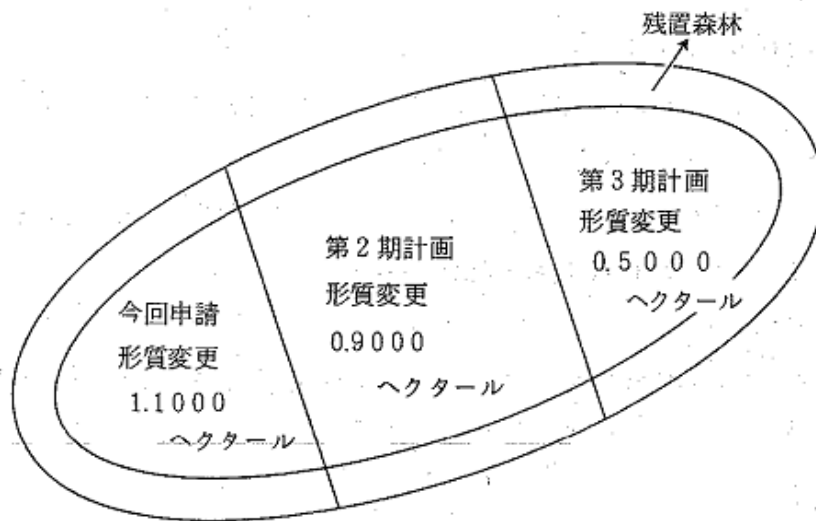
## 2 申請書の書き方

### (1) 開発行為に係る森林の所在場所

開発区域内の地域森林計画対象森林のうち実際に土地の形質を変更する土地の地番を記入する。

(2) 開発行為に係る地域森林計画対象森林のうち実際に土地の形質を変更する土地の面積を実測し、ヘクタールを単位として小数第4位(小数第5位以下は切り捨て)まで記入する。全体計画がある場合には、その面積も記入する。

記入例 1.1000ヘクタール(全体計画 2.5000ヘクタールのうち)



(3) 開発行為の目的

開発行為の目的は、工場用地造成、事業場造成、住宅用造成、別荘地造成、エネルギー（太陽光発電）施設造成、レジャー施設造成、農用地造成、土石の採掘（岩石採取、砂利採取、土採取）、道路の新築又は改築、霊園墓地造成、その他（具体的に目的を記入のこと。）とする。

(4) 開発行為の着手及び完了の予定年月日

○年○月○日（許可の翌日等）～ ○年○月○日とする。また、他法令により許認可の期間が定められている場合には、その期間とする。

(5) 備考

開発行為を行うことについて、行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、その手続きの状況を記入する。

記入例

1. 農地法に基づく農地転用事前協議同意済  
(○年○月○日付同意)

農地転用本申請中  
(○年○月○日付申請)

2. 都市計画法に基づく開発許可申請中  
(○年○月○日付申請)

### 3 計画書の作り方

#### (1) 開発行為の概要

- ① 開発行為に係る事業又は施設の名称は、〇〇エネルギー（太陽光発電）施設造成、〇〇宅地造成事業、〇〇岩石採取事業等とし、該当事業名を記入する。
- ② 開発行為の工事施行者の住所、氏名、実績は、工事施工会社の住所、会社名、代表者名、連絡先（連絡者名）、実績を記入する。
- ③ 面積は開発行為に係る森林、開発行為をしようとする森林、事業区域面積別に記入する。
- ④ 開発行為の概要は、事業計画の概要、土地利用による造成施設の概要（施設名、数量等）を記入する。

#### (2) 土地利用の現況

土地利用の現況は、森林、田、畑、その他の実測面積、登録簿上の面積及びそれぞれの割合を記入する。また、全体計画がある場合には、その面積も（ ）書で記入する。

#### (3) 森林の現況

森林の現況は、人工林天然林別、樹種別、林齢別に記入する。

#### (4) 開発行為をしようとする区域内の地番・面積等一覧表

地番別に面積、権利関係（所有権、賃貸借権、抵抗権等、及び同意の状況）を記入する。所有者は、登録簿に記載されている氏名とするが、相続が発生している場合、被相続人を（ ）書として契約者（相続人）を裸書で記入する。権利者は、所有権以外の権利を有する者を記入する。なお、所有権については登録簿謄本、賃貸借契約や同意についてはその写し、相続の場合は相続人であることを証する書類をそれぞれ添付する。

#### (5) 土地利用計画（面積及び割合）の概要

中欄には、事業区域を 100 とした場合の種類ごとの利用計画（面積、割合）、右欄には、事業区域内の森林を 100 とした場合の種類ごとの利用計画（面積及び割合）を記入する。

#### (6) 森林の維持管理方法

- ① 残置する森林等の維持管理方法は、市町村と残置する森林等の管理する協定を締結している場合には、その内容を記入する。
- ② 造成する森林（植栽する森林）又は緑地の維持管理方法の欄には植栽する樹種別の本数及び維持管理方法（(6)の①と同じ内容）を記入する。

#### (7) 資金計画

収入、支出について、科目別（収入・・・自己資金、借入金、支出・・・用地費、造成費、建築費・・・）に記入する。また、自己資金の場合は残高証明書、借入金の場合は融資（予定）証明書を添付すること。

#### (8) 設計の概要

防災計画、給排水計画、緑化計画、道路計画、跡地利用計画等について、数量、面積、工法等について概要を記入する。

#### (9) 開発行為施工能力に関する申告

法令による登録、資本金、資本額、納税額、設計者実績等について記入する。但し、各項目に替わる書類を添付すれば記入する必要はない。

(10) 他法令等の許認可の状況及び規制状況

当該開発行為が森林法以外に他法令の許認可の適用を受ける場合は、それぞれの法令の手続きの状況（申請日、許認可日等）を記入する。また、申請書、許認可の通知の写しを添付する。

4 図面の作り方

(1) 位置図

5万分の以上の国土地理院発行の地形図とし、農地、森林、宅地等を含んだ全体の区域を明示する。また、道路の開発については線形を記入する。

参考として開発区域に近接する道路（国道又は県道）から開発区域までの道筋を明示する。

(2) 区域図

5千分の以上の等高線のはいった地形図とし、開発区域、県、市町村、大字、字界及びそれぞれの名称、地番界及び地番、間開発行為に係る森林の区域、残置又は造成する森林及び緑地の区域、森林以外の土地（田畑等）全体計画の区域をそれぞれ色分けして明示する。

（公図を添付すること）

(3) 現況図

5千分の1以上の等高線のはいった地形図とし開発区域、森林については人工林、天然林の別、樹種（スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、雑）、林齢、開発区域内の公共施設（農道、水路、溜池等）、開発区域周辺の人家、公共施設の状況を色分けして明示する。

(4) 流域現況図

河川の位置、状況（特に、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点の位置等）等を明示する。必要に応じて断面図及び計算書等を添付する。

(5) 土地利用計画平面図

5千分の1以上の等高線のはいった地形図とし、開発区域、建物、道路等土地利用計画による造成施設の位置、一時利用（仮設作業道等）の位置、残置又は造成する森林及び緑地の区域、切土、盛土、法面位置等を明示する。

(6) 切盛計画平面図

5千分の1以上の等高線のはいった地形図とし、切土、盛土、及び捨土の区域界及び移動方向を明示する。

(7) 防災施設計画平面図は5千分の1以上の等高線のはいった地形図とし、防災施設の位置及び集

水区域を明示する。おのおのの防災施設には、構造面（平面図、断面図）及び設計根拠（計算書）を添付する。

(8) 緑化計画平面図

5千分の1以上の等高線のはいった地形図とし残置又は造成する森林及び緑地を明示する。残置森林率の定めのある開発行為については、若齢林（15年生以下の森林）の区域を明示する。造成（植栽）する森林については面積、樹種、樹齢、本数を又造成する緑地については、面積、種名を記入する。

(9) 跡地利用計画平面図

跡地利用計画は、計画書の内容に従って作成し、必要に応じて断面図を添付する。

(10) 断面図（縦横断面）

断面の形状、寸法等（地盤高、計画高、切土、盛土及び捨土高）を明示する。また 10 メートルを超える切土、盛土又は捨がある場合には最高切土、盛土及び捨土の断面図を添付する。

(11) 求積図（面積計算図）

開発行為に係る事業区域面積、開発行為をしようとする森林面積、開発行為に係る森林面積、造成森林又は緑地の実測面積とする。

(12) 施行工程表

期間別、工種別に一表に取りまとめる。

（例）

工 種	期 間	5 /		
		1	2	3
伐	採	_____		
		_____		
		_____		
		_____		

5 その他提出書類

(1) 登記簿謄本、定款等

申請者が

ア 法人の場合には、当該法人の登記簿謄本及び定款

イ 団体の場合には、代表者の氏名並びに規約、その他、当該団体等の組織及び運営に関する定めを記載した書類（定款等）

ウ 個人の場合には、申請者の住民票

(2) 開発行為をしようとする森林について事業の実施の妨げとなる権利を有するものの同意を示す書類

ア 所有権がある場合；登記簿謄本（写しも可）

イ 賃借権がある場合；賃貸借契約書（写）

ウ 同意がある場合；同意書（写）

(3) 公共施設等に関する同意及び協定の写し（総て）区域内において廃止、使用（改修を含む）する農道、水路、溜池、その他の公共施設についてそれぞれの管理者の同意を示す書類。

(4) 開発計画において公共団体以外の者が管理する施設（用排水施設等）を使用する場合及び接続するよう計画されている場合は、当該管理者の同意書



# 別記 5

## —— 林地開発許可関係条文抜すい ——

森 林 法

森林法施行令

森林法施行規則

森林法施行規則第106条の規定による申請書の様式

茨城県林地開発許可制度実施規則

# 森 林 法 (抄)

〔 昭和26年6月26日法律第249号 〕  
〔 最終改正 平28. 5. 20第44号 〕

五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 その対象とする森林の区域

二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

四 造林面積その他造林に関する事項

四の二 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

四の三 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

五 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項

五の二 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

五の三 森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項

六 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項

七 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

3 （略）

4 （略）

5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

（地域森林計画の案の縦覧等）

第六条 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域森林計画の案を当該公告の日からおおむね三十日間の期間を定めて公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該地域森林計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該都道府県知事に、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

- 3 都道府県知事は、第一項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。この場合において、当該地域森林計画の案に係る森林計画区の区域内に第七条の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、都道府県知事は、併せて関係森林 管理局長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定により地域森林計画の案について都道府県森林審議会の意見を聴く場合には、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨を都道府県森林審議会に提出しなければならない。
- 5 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、前条第三項に規定する事項を除き、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議しなければならない。この場合において、当該地域森林計画に定める事項のうち、同条第二項第二号の森林の整備及び保全の目標、同項第三号の伐採立木材積、同項第四号の造林面積、同項第四号の二の間伐立木材積並びに同項第七号の保安林の整備については、農林水産大臣の同意を得なければならない。
- 6 都道府県知事は、地域森林計画に前条第三項に規定する事項を定め、又は当該事項に係る地域森林計画の変更をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に届け出なければならない。
- 7 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、農林水産大臣に報告 しなければならない。この場合においては、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

(開発行為の許可)

第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
- 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
- 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
- 一 二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

4 第一項の許可には、条件を附することができる。

5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(監督処分)

第十条の三 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第四項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は 期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

(伐採及び伐採後の造林の届出)

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 (略)

二 第十条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合

三～十二

第二百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第十条の二第一項の規定に違反し、開発行為をした者

二 第十条の三の規定による命令に違反した者

三～五 (略)

## 森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

昭和49年2月27日

衆議院農林水産委員会

政府は本法の施行にあたり、下記事項について、適切な措置を講じ林業の一層の振興に努めるべきである。

### 記

- (2) 開発行為の許可制については、森林の乱開発として問題となっている事案が規制できるようその対象を定める等具体的運用基準を明確にするとともに、開発行為の規制について関係者の意向を十分反映するよう必要に応じ都道府県森林審議会の意見を聞くほか、国・地方公共団体等の実施する開発行為についても開発許可制度の創設の趣旨を徹底する等その運用について厳正を期すること。

# 森 林 法 施 行 令 (抄)

〔 昭和26年7月31日政令第276号 〕  
〔 最終改正 令4.9.22第313号 〕

(開発行為の規模)

**第二条の三** 法第十条の二第一項 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。

- 一 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積一ヘクタールで、かつ、道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員三メートル
- 二 太陽光発電設備の設置を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積〇・五ヘクタール
- 三 前二号に掲げる行為以外の行為 当該行為に係る土地の面積一ヘクタール

# 森林法施行規則(抄)

〔昭和26年8月1日省令第54号〕  
〔最終改正 令4.9.30第56号〕

(開発行為の許可の申請)

第四条 法第十条の二第一項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 開発行為に係る森林の位置図及び区域図
- 二 開発行為に関する計画書
- 三 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
- 四 許可を受けようとする者(独立行政法人等登記令(昭和三十九年政令第二十八号)第一条に規定する独立行政法人等を除く。)が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- 五 開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類(既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類)
- 六 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
- 七 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類  
(開発行為の許可を要しない事業)

第五条 法第十条の二第一項第三号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。

- 一 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- 二 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)
- 四 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項第一号に規定する土地改良施設及び同項第二号に規定する区画整理
- 五 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する放送設備
- 六 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三条に規定する漁港施設
- 七 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設

- 八 港湾法第二章の規定により設立された港務局が行う事業（前号に該当するものを除く。）
- 九 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第三条第一号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設
- 十 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館
- 十一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第二条第五項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの
- 十二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物（同条第五項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）
- 十三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業
- 十四 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定する工業用水道施設
- 十五 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第五項に規定する一般自動車ターミナル
- 十六 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業又は同項第十一号の二に規定する配電事業の用に供する同項第十八号に規定する電気工作物
- 十七 都市計画法（昭和三十九年法律第百号）第四条第十五項に規定する都市計画事業（第十三号に該当するものを除く。）
- 十八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設
- 十九 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第五条第二項第二号に規定する事業用施設



# 森林法施行規則第106条の規定による申請書の様式（抄）

## 1 森林法施行規則第4条の申請書の様式

### 林地開発許可申請書

年 月 日

茨城県知事

殿

住 所

申請者氏名

〔法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名〕

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の土地の面積	市 町 郡 村 大字 字 地番
開 発 行 為 の 目 的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
開発行為の施行体制	
備 考	

#### 注意事項

- 1 面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること
- 3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

【参考】

2 規則第9条第1項の届出書の様式

伐採及び伐採後の造林の届出書

年 月 日

市町村長 殿

住 所

届出人 氏名

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である(のうち)〇〇が所有する立木(又は長期受委託契約に基づき△△が所有する立木)を伐採するものです。

1 森林の所在場所

市	町			
		大字	字	地番
郡	村			

2 伐採及び伐採後の造林の計画  
別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

--

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合には、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

## 伐採計画書

(伐採する者の住所・氏名)

### 1 伐採の計画

伐採面積	ha(うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
作業委託先			
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間			
集材方法	集材路・架線・その他( )		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員	m	延長 m

### 2 備考

--

#### 注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造 林 計 画 書

(造林をする者の住所・氏名)

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	ha
人工造林による面積 (A + B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C + D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ( )・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ( )・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人 工 造 林 (植栽・人工播種)			ha	本		
天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)						
5年後において 適確な更新が なされない場合						

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

2 備考

#### 注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
  - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
  - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

伐採に係る森林の状況報告書

年 月 日

市町村長 殿

住 所

報告者 氏名

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
郡	村			

2 伐採の実施状況

伐 採 面 積	ha(うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐 採 方 法	皆伐・択伐	伐採率	%
森林所有者（造林する者）の伐採跡地の確認の有無	有 ・ 無		
作 業 委 託 先			
伐 採 樹 種			
伐 採 齢			
伐 採 の 期 間			
集 材 方 法	集材路・架線・その他（ ）		
集材路の幅員・延長	幅員	m	延長 m

3 備考

--

注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 4 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 6 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

年 月 日

市町村長 殿

住 所

報告者 氏名

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
郡	村			

2 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林				ha	本		
天然更新				ha	本		

3 備考

--

注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 4 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 7 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 8 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

# 茨城県林地開発許可制度実施規則

昭和51年3月19日

茨城県規則第17号

改正	昭和51年	5月25日	茨城県規則第	47号
改正	昭和53年	7月17日	茨城県規則第	35号
改正	昭和58年	7月30日	茨城県規則第	37号
改正	平成4年	4月1日	茨城県規則第	49号
改正	平成12年	7月3日	茨城県規則第	163号
改正	平成13年	3月30日	茨城県規則第	35号
改正	平成21年	4月1日	茨城県規則第	40号
改正	平成27年	3月23日	茨城県規則第	12号
改正	令和2年	12月28日	茨城県規則第	83号

(趣旨)

第1条 この規則は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2の規定に基づく開発行為（以下「開発行為」という。）の許可について、法、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という。）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）及び森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（昭和37年農林省告知851号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(開発行為の許可申請書に添付する図面)

第2条 省令第4条に規定する位置図及び区域図は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 位置図 開発行為に係る森林の位置を明示した縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 区域図 次の事項を明示した図面で縮尺5千分の1以上のもの
  - ア 開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る森林の土地の区域及び残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）
  - イ アの区域を明示するのに必要な範囲内における市町村界又は市町村の区域内の町若しくは字の境界
  - ウ アの区域に係る土地の地番及び形状

(開発行為に関する計画書)

第3条 省令第4条第1号に規定する計画書（次項において単に「計画書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、次の各号のうちで、開発行為の目的、態様等により知事が省略できると認められた場合はこの限りでない。

- (1) 開発行為に係る事業又は施設の名称
- (2) 開発行為をしようとする森林の区域の面積



- (3) 開発行為に係る森林の人工林及び天然林の面積並びに樹種別の面積
- (4) 現況図（地形、林況、開発行為をしようとする森林の区域の周辺の人家又は公共施設の位置を示す図面）
- (5) 流域現況図（流域の地形、土地利用の実態、河川の状況（河川の位置、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点の位置等）を示す図面）
- (6) 利用計画図（切土、盛土、捨土等行為の形態別の施行区域の位置、のり面の位置、施設又は、工作物の種類毎の位置及び残置し、又は造成する森林若しくは緑地の区域を示す図面）
- (7) のり面の断面図（のり面の高さ、勾配及び土質、施行前の地盤面並びにのり面保護の方法を示す図面）並びに切土、盛土又は捨土の工法及び土量
- (8) 防災施設設計図（擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調整池等の構造を示す図面）及び設計根拠
- (9) 建築物等の概要図
- (10) 残置する森林又は緑地の地番及び面積、造成する森林又は緑地の地番及び面積、植栽樹種、植栽本数並びにそれらの維持管理方法（残置し又は造成する森林又は緑地についての権原の取得状況を証する書類、地方公共団体等との間における保全に関する協定等を添付すること。）
- (11) 一時利用の場合には、利用後の現状回復方法
- (12) 開発行為の施行工程
- (13) 開発行為に要する資金の額及び調達方法
- (14) 開発行為に係る事業の全体計画の概要及び「期別計画」の概要

2 計画書には、開発行為の計画を明らかにするために知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

（工事着手届出）

第4条 法第10条の2第1項の規定により開発行為の許可を受けた者（以下「開発事業者」という。）は、許可に係る開発行為に着手したときは、遅滞なく林地開発行為着手届出書（様式第1号）により知事に届け出なければならない。

（標識の提示）

第5条 開発事業者は、開発行為の許可を受けた日から工事完了の日まで開発しようとする森林の区域に通じる主要な道路の付近で、かつ、当該許可に係る工事現場の見やすい場所に林地開発許可標識（様式第2号）を掲示しなければならない。

（施行状況報告）

第6条 開発事業者は、開発行為の施行状況報告を許可条件に付された場合は、林地開発行為施行状況報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（開発行為の計画変更）

第7条 開発事業者は、許可に係る開発行為の計画を変更しようとするときは、あらかじめ林地開発行為計画変更許可申請書（様式第4号）に第2条及び第3条に規定する書類及び図面のうち変更に係る書類及び図面を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

（開発行為の計画変更以外の変更）

第7条の2 開発事業者は、前条に規定する変更以外の次の各号に掲げる変更をしたときは、それぞれ

れ当該各号に定める届出書を速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 開発行為に係る事業又は施設の名称の変更  
事業名称等変更届出書（様式第4号の2）
- (2) 開発事業者の氏名又は住所（法人にあっては名称若しくは住所又は代表者の氏名）  
氏名等変更届出書（様式第4号の3）
- (3) 工事施行者の変更  
工事施行者変更届出書（様式第4号の4）

（災害発生の届出）

第8条 開発事業者は、許可に係る開発行為の施行中に災害が発生した場合は、直ちに開発行為を中止し、かつ、適切な措置をとるとともに林地開発行為災害発生届出書（様式第5号）により知事に届け出、再開については知事の指示を受けなければならない。

（開発行為の中止又は廃止届出）

第9条 開発事業者が、開発行為を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ林地開発行為中止（廃止）届出書（様式第6号）により知事に届け出なければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 中止し、又は廃止しようとする当該開発行為に係る森林の区域の現況を撮影した写真
- (2) 当該土地の防災措置に関する計画書及び必要な図書
- (3) 当該開発行為を廃止しようとするときは、廃止した後における当該土地の利用計画を示す図面

（工事完了届出）

第10条 開発事業者は、許可に係る開発行為が完了したときは、遅滞なく林地開発行為完了届出書（様式第7号）により知事に届け出なければならない。

（申請書等の取下げ）

第11条 開発行為の許可申請をした者が、法第10条の2第1項の規定に基づく処分のある前に当該開発行為の廃止、中止又は重大な変更により取り下げようとする場合は、林地開発許可申請取下願（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（土地の権利等の変更届出）

第12条 開発事業者は、開発行為の許可に係る土地の権利等に変更が生ずる場合（許可を受けることを条件とした権利等の変更及び相続の場合を除く。）にはあらかじめ土地の権利等変更届出書（様式第9号）により知事に届け出なければならない。

（開発行為承継の届出）

第13条 開発行為に係る事業の譲渡又は相続若しくは開発事業者たる法人の合併若しくは分割（以下「譲渡等」という。）があったときは、当該譲受人又は相続人若しくは法人（以下「譲受人等」という。）は、速やかに林地開発行為地位承継届出書（様式第10号）に次の各号に掲げる書類を添付し、知事に届け出なければならない。

- (1) 開発行為に係る事業の譲渡又は相続があり、若しくは開発事業者法人の合併があったことを証する書類
- (2) 開発行為に要する資金及びその調達方法に関する書類

2 第4条から前条までの規定は、前項の譲受人等に準用する。この場合において、第4条中「法第10条の2第1項の規定により開発行為の許可を受けた者（以下「開発事業者」という。）とあるのは「譲受人等」と、第5条から前条まで中「開発事業者」とあるのは「譲受人等」と読み替えるものとする。

3 前項にかかわらず、開発事業者が第4条から前条までの規定により、当該規定に規定する行為をしたものにあつては、前項の規定は適用しない。

（許可制度の適用のない開発行為の協議）

第14条 法第10条の2第1項第1号又は第3号に掲げる場合に該当して開発行為をする者は、あらかじめ許可制度の適用のない開発行為の協議書（様式第11号）により知事に協議するものとする。

（書類の提出先等）

第15条 省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書等は、当該申請等に係る開発行為をしようとする森林の区域を管轄する農林事務所長（開発行為をしようとする森林の区域が2以上の農林事務所の管轄する区域にわたる場合には、主たる開発区域を管轄する農林事務所長）に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出部数は、1部とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、2部とする。

- (1) 開発行為をしようとする森林の区域が2以上の農林事務所の管轄する区域にわたる場合（前条の協議に係るものを除く）
- (2) 開発をしようとする面積が5ヘクタール以上（土採取事業にあつては、開発をしようとする面積が3ヘクタール以上又は土採取量が15万立法メートル以上）の場合（前条の協議に係るものを除く。）
- (3) 前条の協議を行う場合（開発行為をしようとする者が市町村以外の者である場合に限る。）

付 則（昭和51年茨城県規則第17号）

1. この規則は、公布の日から施行する。
2. 前項の規定にかかわらず、この規則施行の際、現に法第10条の2の規定に基づいて開発行為の許可を申請している者に係る申請書等については、なお従前の例による。

付 則（昭和51年茨城県規則第47号）

1. この規則は、昭和51年6月1日から施行する。

付 則（昭和53年茨城県規則第35号）

1. この規則は、昭和53年7月17日から施行する。
2. この規則施行前にこの規則による改正前の茨城県林地開発許可制度実施規則第7条の届出をした者については、なお従前の例による。

付 則（昭和58年茨城県規則第37号）

1. この規則は、昭和58年8月1日から施行する。

付 則（平成4年茨城県規則第49号）

1. この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年茨城県規則第163号）

1. この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 13 年茨城県規則第 35 号）

1. この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年茨城県規則第 40 号）

1. この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年茨城県規則第 12 号）

1. この規則は、平成 27 年 3 月 23 日から施行する。

付 則（令和 2 年茨城県規則第 83 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、調製した残部を限度として所要の補正を行い使用することができる。

## 林地開発行為着手届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所  
届出者 氏名 { 法人にあっては名称  
及び代表者の氏名 }

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為に着手したので、茨城県林地開発許可制度実施規則第4条の規定により届け出ます。

許可年月日・番号	年 月 日 指令第 号
開発行為の目的	
開発行為の所在場所	
工事着手年月日	
工事施工者	住所
	氏名
	連絡場所 <span style="float: right;">電話</span>
現場管理者	住所
	氏名
	連絡場所 <span style="float: right;">電話</span>
備考	

(注) 施行工程表、施行体系図を添付すること。

林地開発許可標識

60 cm 以上	許可年月日 及び番号		年 月 日 指令第 号
	開発行為の場所		
	開発行為の目的		
	開発行為の期間 年 月 日 から 年 月 日 まで		
	許可を受けた者	住所 氏名	電話
	工事施工者	住所 氏名	電話
	現場管理者	住所 氏名	電話

100cm 以上

## 林地開発行為施行状況報告書

年 月 日

茨城県知事

殿

住所  
報告者  
氏名

〔法人にあつては名称  
及び代表者の氏名〕

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為 年 月 日  
現在の施行状況を、茨城県林地開発許可制度実施規則第6条の規定により次のとおり報告  
します。

許可年月日・番号	年 月 日	指令第	号
開発行為の所在場所			
設 計 (a)	出 来 高 (b)		進捗率% (b)÷(a)
工 種      数 量	工 種	数 量	

- (注) 1 施工工程表（進ちよく状況を赤で明示すること。）を添付すること。  
2 開発区域の状況が明かとなる写真を添付すること。  
3 工事に着手せず、又は工事が遅延している場合は、その理由を記載した書類を添付すること。

## 林地開発行為計画変更許可申請書

年 月 日

茨城県知事

殿

住所  
申請書  
氏名

住所	申請書	氏名	〔法人にあつては名称及び 代表者の氏名〕

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為の計画を次のとおり変更したいので、茨城県林地開発許可制度実施規則第7条の規定により申請します。

許可年月日・番号	年	月	日	指令第	号
開発行為の事業の 名称及び目的	事業の名称		目的		
変更の理由					
変更の内容					
備考					

- (注) 1 新旧を対照した図面等（変更前については黒書、変更後については赤書すること。ただし、変更事項等が複雑であるときは別葉とすること。）を添付すること。
- 2 備考欄には、開発行為の計画変更を行うことについて他の法令等に基づく行政庁の許認可その他の処分等を必要とする場合におけるその手続の状況等を記載すること。



## 林地開発行為事業名称等変更届出書

年 月 日

茨城県知事

殿

住所  
届出者  
氏名

〔 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 〕

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為について、〔 事業  
施設 〕  
の名称を変更したので、茨城県林地開発許可制度実施規則第7条の2の規定により届け出ます。

許可年月日・番号	年 月 日 指令第 号
開発行為の目的	
開発行為の所在場所	
変更前〔 事業 施設 〕の名称	
変更後〔 事業 施設 〕の名称	
備 考	

## 林地開発行為氏名等変更届出書

年 月 日

茨城県知事

殿

住所  
届出者  
氏名

〔 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 〕

〔 住所・氏名・名称  
代表者の氏名 〕

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為について事業者の  
を  
変更したので、茨城県林地開発許可制度実施規則7条の2の規定  
により届け出ます。

許 可 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 指 令 第 号
開 発 行 為 の 目 的	
許 可 を 受 け た 土 地 の 所 在 場 所	
変更前の 住所 氏名 名称 代表者の氏名	
変更後の 住所 氏名 名称 代表者の氏名	
変 更 の 理 由	
備 考	

(注) 変更事項を証する書類を添付すること。

## 林地開発行為工事施行者変更届出書

年 月 日

茨城県知事

殿

住所  
届出者 氏名 { 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 }

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為について工事施行者を変更したので、茨城県林地開発許可制度実施規制第7条の2の規定により届け出ます。

許 可 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 指 令 第 号
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 の 所 在 場 所	
変 更 前 の 工 事 施 工 者	
変 更 後 の 工 事 施 工 者	
変 更 の 理 由	
備 考	

(注) 変更後の工事施工者と届出者との関係を証する書類の写しを添付すること。

## 林地開発行為災害発生届出書

年 月 日

茨城県知事

殿

住所  
届出者  
氏名

〔 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 〕

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る区域に次のとおり災害が発生したので、茨城県林地開発許可制度実施規則第8条の規定により届け出ます。

許可年月日・番号	年 月 日 指令第 号
災害発生年月日 災害発生場所	年 月 日（～ 年 月 日）
災害の状況	
応急措置の状況	
復旧の方法	
復旧完了予定年月日	

- (注) 1 災害の状況を示す図面及び写真を送付すること。  
2 応急措置を講じた場合は、その内容及び位置を示す図面並びに写真を添付すること。

## 林地開発行為中止(廃止)届出書

年 月 日

茨城県知事

殿

住所  
届出者  
氏名 ( 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 )

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を中止(廃止)したいので、茨城県林地開発許可制度実施規則第9条第1項の規定により届け出ます。

許可年月日・番号	年 月 日 指令第 号
開発行為の目的	
開発行為の所在場所	
開発行為を ( 中止 ) ( 廃止 ) する年月日	
開発行為を ( 中止 ) ( 廃止 ) する理由	
( 中止 ) ( 廃止 ) 後の措置	
中止の場合の再着手 予定年月日	

## 林地開発行為完了届出書

年 月 日

茨城県知事

殿

届出者 住所  
氏名 ( 法人にあつては氏名 )  
及び代表者の氏名 )

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為が完了したので、茨城県林地開発許可制度実施規則第10条の規定により届け出ます。

許可年月日・番号	年 月 日 指令第 号
開発行為の目的	
開発行為の所在場所	
工事着手年月日	
工事完了年月日	
備 考	

(注) 出来型平面図及び写真を添付すること。

## 林地開発許可申請取下願

年 月 日

茨城県知事

殿

住所

氏名

〔 法人にあつては氏名  
及び代表者の氏名 〕

森林法第10条の2第1項の規定により 年 月 日付をもって行った林地開発許可申請は、茨城県林地開発許可制度実施規則第11条の規定により取り下げます。

許可申請の開発行為に係る森林の所在場所	
許可申請の開発行為の目的	
取 下 げ 理 由	
備 考	

## 土地の権利等変更届出書

年 月 日

茨城県知事

殿

住所  
譲渡人 氏名 [ 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 ]

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る土地を次のとおり譲渡等  
をしたいので、茨城県林地開発許可制度実施規則第12条の規定により届け出ます。

許可年月日・番号	年 月 日 指令第 号		
譲渡等に係る土地 の 所 在 場 所	譲受人等の住所 及 び 氏 名	権利等の変更事由	譲受人等の取得し ようとする権利

- (注) 1 権利等の変更事由、合併、分割、譲渡、売買、賃貸借、破産による競売等  
2 譲受人等取得しようとする権利、所有権、賃貸権、使用賃貸権等



## 林地開発行為地位承継届出書

年 月 日

茨城県知事

殿

住所  
承継人  
氏名

( 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 )

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為の地位を承継したので、茨城県  
林地開発許可制度実施規則第 13 条の規定により届け出ます。

許 可 年 月 日 ・ 番 号		
開 発 行 為 の 目 的		
許 可 を 受 け た 土 地 の 所 在 場 所		
被 承 継 人	住 所	
	氏 名	
承 継 の 理 由		
承 継 年 月 日		

(注) 1 地位の承継を証する書類の写しを添付すること。

## 許可制度の適用のない開発行為の協議書

年 月 日

茨城県知事

殿

協議者 住所  
氏名 ( 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 )

次のとおり開発行為をしたいので、茨城県林地開発許可制度実施規則第 14 条の規定により協議します。

開発行為に係る森林の所在場所	市 町 大字 字 番地 郡 村
開発行為に係る森林の土地の面積	ha
開発行為の目的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
備 考	

- (注) 1 面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数第 4 位まで記載すること。  
2 備考欄には、開発行為を行うことについて他の法令等に基づく行政庁の許認可その他の処分等を必要とする場合には、その手続きの状況等を記載すること。

# 別記 6

林地開発許可制度の適用のない開発行為の  
協議関係

次のいずれかに該当する場合、許可は不要です。(法第10条の2第1項)ただし、(1)及び(3)にあつては、開発行為を行おうとする場合、あらかじめ知事と許可制度の適用のない開発行為の協議(「許可制度の適用のない開発行為の協議書」P93参照)が必要となり、協議に際してはP97に示す図書を添付することとなります。

また、開発行為が完了したときは、遅滞なく「許可制度の適用のない開発行為の完了届出書」(P98参照)を提出して下さい。

#### (1)国又は地方公共団体が行う場合

##### ア 国とみなされる法人

独立行政法人都市再生機構(独立行政法人都市再生機構法(以下「機構法」という。)附則第12条第1項第1号又は第2号の業務(同号の業務にあつては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律第3条の規定による改正前の機構法第11条第2項第1号又は第2号の業務に限る。))として行う場合に限る。)、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構

[参考] 東日本高速道路株式会社等旧日本道路公団等の民営化に伴い設立された高速道路 会社は、民営化された平成17年10月1日以降、林地開発許可が必要になりました。

##### イ 地方公共団体

都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団

##### ウ 地方公共団体とみなされる法人

地方住宅供給公社(地方住宅供給公社法・昭和40年法律第124号)

地方道路公社(地方道路公社法・昭和45年法律第82号)

土地開発公社(公有地の拡大の推進に関する法律・昭和47年法律第66号)

#### (2)火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合

#### (3)森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれ少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で森林法施行規則第5条に定めるものの施行として行う場合

ア 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

イ 軌道法(大正10年法律第76号)による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設

ウ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)

エ 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項第1号に規定する土地改良施設及び同項第2号に規定する区画整理

オ 放送法(昭和25年法律第132号)第2条第2号に規定する放送事業の用に供する基幹放送の用に供する放送設備

カ 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設

キ 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する港湾施設

ク 港湾法第2章の規定により設立された港務局が行う事業(「キ」に該当するものを除く。)

ケ 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道(同法第3条第1号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法〔平成元

年法律第83号]第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。)又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業(同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。)の用に供する施設

コ 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館

サ 航空法(昭和27年法律第231号)による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第2条第5項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの

シ ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第13項に規定するガス工作物(同条第8項に規定する大口ガス事業の用に供するものを除く。)

ス 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業

セ 工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定する工業用水道施設

ソ 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第5項に規定する一般自動車ターミナル

タ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物

チ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第15項に規定する都市計画事業(第15号に該当するものを除く。)

ツ 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第2条第4項に規定する熱供給施設

テ 石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号)第5条第2項第2号に規定する事業用施設

## 林地開発許可制度の適用のない開発行為の 協議書に添付する図書

- 1 位置図
- 2 森林現況図
- 3 土地利用計画平面図
- 4 切盛計画平面図
- 5 防災施設計画平面図
- 6 排水計画図
- 7 緑化計画図
- 8 公 図（写し）
- 9 計画説明書（概要）
- 10 別記 1 に掲げる計画書等のうち(1)から(6)、(8)、(10)までの書類
- 11 その他必要とする図書

## 許可制度の適用のない開発行為の完了届出書

年 月 日

(あて先)

茨城県知事 殿

(届出者) 住所 〔法人にあつては名称〕  
氏名 及び代表者の氏名

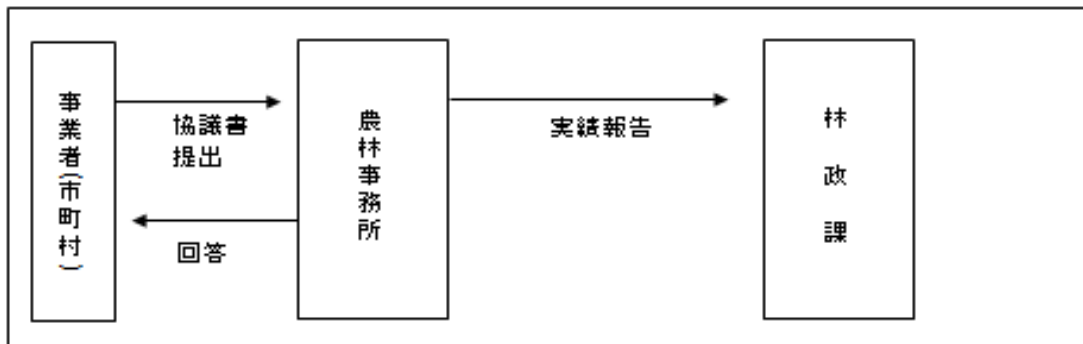
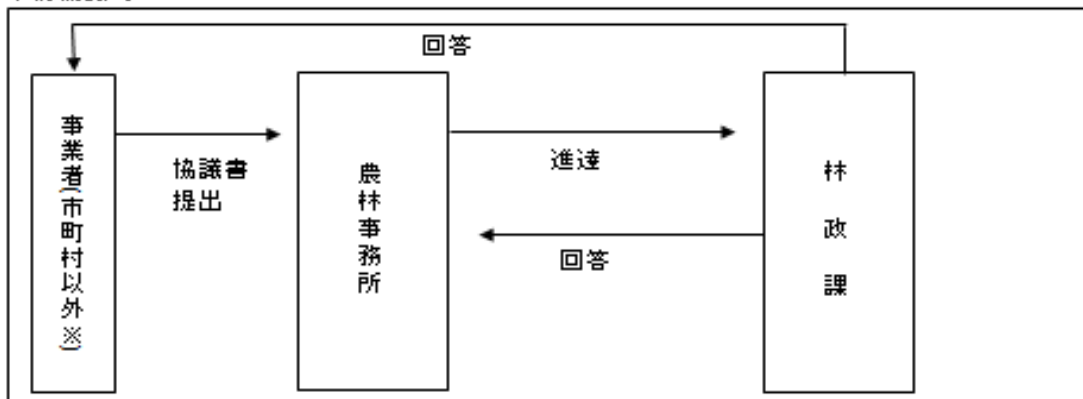
林地開発行為に関する工事が次のとおり完了したので、茨城県林地開発許可制度事務処理要項第17第1項の規定により届け出ます。

回答年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の 所在場所	
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

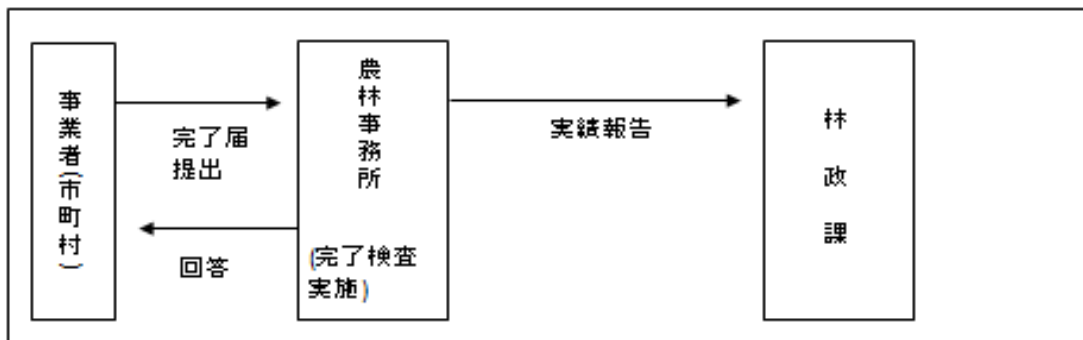
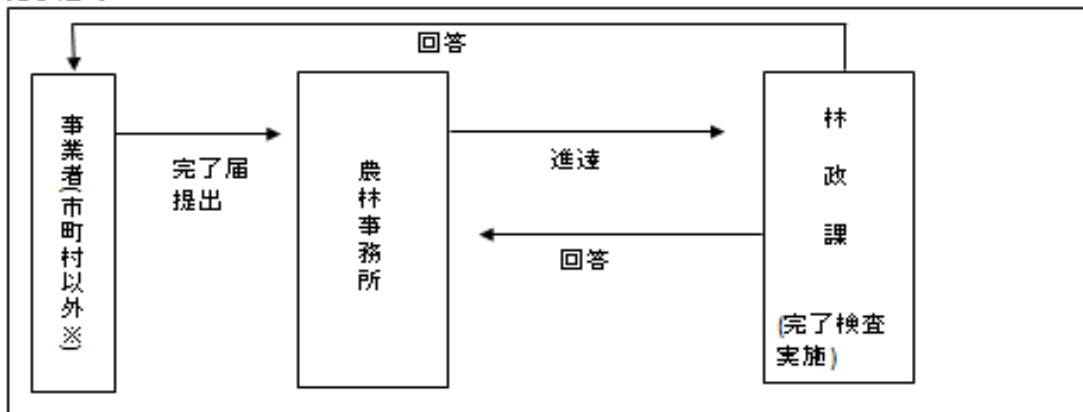
(注) 出来高平面図及び写真を添付すること。

許可制度の適用のない開発行為事務処理フロー

《事前協議時》



《完了届時》



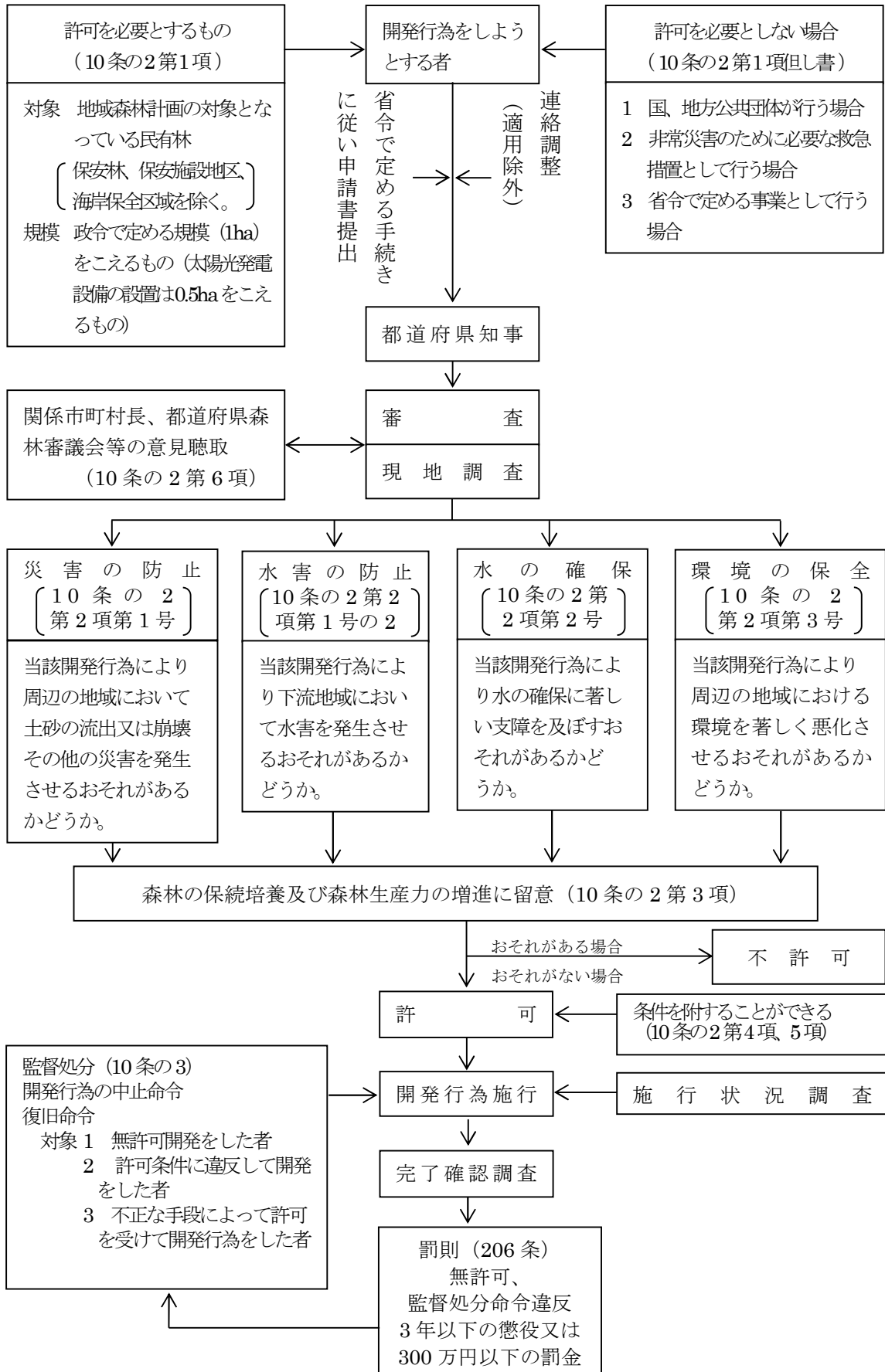
- ※ 1 国又は都道府県、各種公団体等が行う場合
- 2 火災、水害その他非常災害のための応急措置を行う場合
- 3 農林省令が定める事業(学校設置、土地改良事業等)を行う場合



# 別記 7

林地開発許可制度の体系図

# 林地開発許可制度の体系図



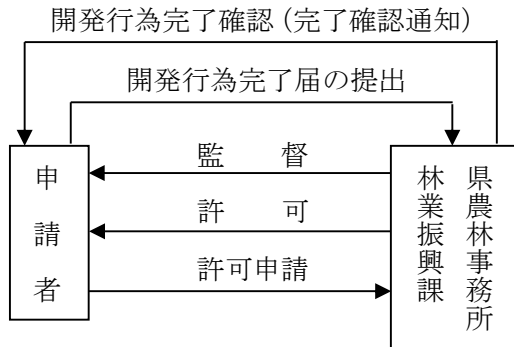
# 別記 8

林地開発許可申請フロー

林地開発許可申請（届出を含む。）フロー

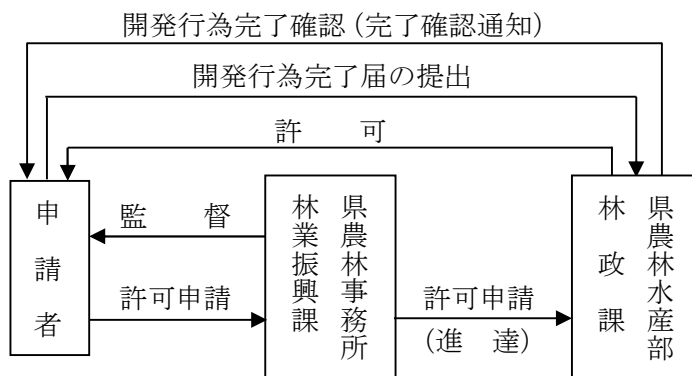
① 林地開発許可申請

ア 林地開発面積が1ha（太陽光発電設備の設置は0.5ha）を超え開発面積が5ha未満の場合



※ 権限移譲を行った市町村については、「県農林水産部林政課」及び「県農林事務所林業振興課」を「市町村」に読み替える。

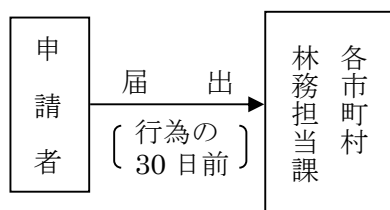
イ 林地開発面積が1ha（太陽光発電設備の設置は0.5ha）を超え開発面積が5ha以上の場合



<問い合わせ先>

- ・農林水産部 林政課
- ・TEL 029(301)4031
- ・県農林事務所林業振興課

② 伐採及び伐採後の造林の届出（林地開発面積が1ha(太陽光発電設備の設置は0.5ha)以下)



<問い合わせ先>

- ・各市町村林務担当課

# 別記 9

林地開発許可制度変更手続き関係

## 林地開発行為の内容の変更（法施行細則第3条）

許可を受けた林地開発行為の内容等を変更しようとする場合であって、次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合（以下「重要な変更」という。）は、変更許可の申請（「林地開発行為計画変更許可申請書」P86参照）を行い、事前に知事の許可を受ける必要があります。

### (1) 面積等の変更

- ア 開発行為に係る森林の土地の面積が10ヘクタールを超えるものにあつては、1ヘクタール以上の増減。10ヘクタール以下のものにあつては、10%以上の増
- イ 残置し及び造成する森林の面積（造成しようとする緑地をカウントする場合は、その面積も含む。）が20%を超える減少

### (2) 切土、盛土等の変更

- ア 盛土法長が20メートル以上、切土法長が15メートル以上になる法面が新たに生ずる場合
- イ 採土又は捨土場所を他に移動し又は追加する場合

### (3) 防災施設の変更

- ア 重要工作物（堰堤、擁壁、調整池等）の廃止又は新設する場合
- イ 重要工作物の断面又は容量等構造上の変更に伴い、安全度（安定計算、許容放水量等）について見直しが必要となる場合

### (4) 排水施設の変更

- ア 排水系統を変更する場合
- イ 水路の計画流量断面を減にする場合

また、この他でも以下の場合には重要な変更と見なす場合があります。

- 前記(1)～(4)の他計画変更の内容が許可基準の定めに影響を及ぼすこととなる場合
- その他知事が、特に必要と認めて指示した変更

なお、重要な変更該当しない変更についても、変更に係る行為を行う前に、許可を行った機関（林政課又は農林事務所）と協議を行い、変更内容が許可を要しないことを確認した上で、「林地開発行為計画変更申出書（P109参照）」を提出して下さい。

## 林地開発行為計画変更申出書

年 月 日

茨城県知事

殿

住所  
申出者 氏名 ( 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 )

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為の計画を次のとおり変更したので申し出ます。

記

許可年月日・番号	年 月 日 指令第 号
開発行為の事業の 名称及び目的	事業の名称 目的
変更の理由	
変更の内容	
備考	